

委員会議事録

1. 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 平成26年度光市水道事業決算について

説明：宮崎業務課長 ～別紙

質疑

○木村（則）委員

この決算書の21ページの一番下のところ、給水収益ですけれども、1点だけ確認させていただきたいのは、一番下の臨時用水というのは、これはどういうものなのですか。

○吉岡料金担当課長

この臨時用水というのは、家を建てたりするときの工事で使われる水などでございます。

○木村（則）委員

工事用の用水というのは一つわかります。最後におっしゃられた、具体的にどういうものがあるか、教えてください。

○田中水道局次長兼工務課長

夏場の海水浴期間に海の家などに引っ張るのも臨時用水として使っております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

それで先ほどの報告、今後のやはり給水水量が減っていくと、大変厳しいという状況ですけれども、今回の決算においては、営業用が減っている、それから公共用が少しふえているというところが、これから表から読み取れるわけですけれども、このあたりは8%程度で使用、それぞれ減であったり増であったり、その辺の分析を教えてくださいませんか。

○宮崎業務課長

これは、使用量の増減にかかわるところもあるのですが、用途区分の変更が、間違っておった部分がございます、その関係もございます。

大和病院につきましては、今まで営業用ということで用途分けしておったわけですが、これは公共用ということで整理したというところがございます。

営業用がある程度減少してきたというのは、名前等はそうなかなか言いづらいのですが、宿泊施設をやっておられるところやレストランをやっておられるところの使用量が減少しておったということを確認しております。公共につきましては、大和病院が営業用から公共用に振り分けられたということが、大きな理由でございます。

○木村（則）委員

わかりました。以上です。

○土橋委員

長期前受金というからくりを、どのようなものなのかをお知らせ願いたいとお聞きをしたい。

○宮崎業務課長

非常に説明するのが難しいわけなのですが、それもなぜかといいますと、会計処理をする担当としても、なかなかこれを理解するのに時間がかかったということございまして、御説明が適切かどうかわかりませんが、ちょっと頑張って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、何点か整理をしておきたいと思っております。

長期前受金というのが発生したのは、今回の会計制度の改定によるものである。この会計制度は、改正になった会計制度は何なのかと。これは減価償却、今までみなし償却というものが認められておりましたが、これは今後廃止されるということでございます。

みなし償却というのは、補助金や負担金、ですから水道局の財源でないお金でつくった資産については、その資産の価格から補助金や他から入ってきたお金の額を引いた額を帳簿価格として減価償却していいですよということが今まで認められておったわけでございますが、今後はそれが認められないということで、取得した価格全てについて減価償却を行いなさいというものでございます。

それともう一点、この長期前受金で、これを減価償却見合いについて、毎年、収益化をして長期前受金戻入益というものを立てていくわけでございますが、これにつきましては、減価償却費というのは御存じだろうと思っておりますが、これ

は、現金の動きのない非現金支出でございますが、その反対みたいなもので、現金の動きのない収入と、非現金収入ということで整理をしていただいたらなと思います。この辺までは、よろしいでしょうか。

○土橋委員

今までは、みなしは、やっていなかったということですか。

○宮崎業務課長

これまでは、みなし償却制度を利用した資産も利用していない資産も両方ありました。

○土橋委員

両方あったということは、大変ちょっと言葉は乱暴ですが、やったりやらなかったりしたということですか。

○福島水道局長

過去は、多くの資産をみなし償却しておりました。ある一定の時期から、みなし償却をやめまして、強制償却に切りかえたということでございます。

○土橋委員

そうすると、損益計算書に上がっている3,140万円からの金額ですが、これは、何年前ぐらいからの金額なのです。

○宮崎業務課長

これにつきまして、26年度にこの会計処理を移行しましたので、26年度に償却したもののついて長期前受金より戻入したということでございます。

○土橋委員

そうすると、ここに出ている3,140万円というのは、平成26年度だけの他会計からのということになるのですか。

○福島水道局長

これ以前のは、未処分利益余金で処理し、ここに上がっているものは26年度だけのものでございます。

○土橋委員

そうすると、平成26年度に法改正がされたと、それはあらかじめわかっていたわけですか。

○宮崎業務課長

26年度に法改正をするということは、国のほうから通知が来ておりました。その準備期間が大体二、三年ありました。

○土橋委員

そうすると、随分以前からのやつを調べて、それは何かコンサルタントか何かに頼まれて調査をしたのですか。

○宮崎業務課長

委員さん言われますように、この作業は本当大変な作業でございまして、昔の帳簿、契約書を全部開きまして、つくった資産の確認をしてその財源振り分けをしました。うちのお金なのか、国からもらった金なのか、市からもらった金なのかを全てひもづけして分類して2年かかりました。

以上でございます。職員がやっております。

○土橋委員

だんだんわかったような気がするのですが。そこで、貸借対照表の9億円ぐらいの金額に対して、言えば減価償却をする金が3,140万円だという理解でいいですか。

○宮崎業務課長

そうですね。ですからもらったお金の1年間の減価償却費が3,140万円です。長期前受金戻入益というふうに思っていたらよろしゅうございます。

○土橋委員

そうすると、この入るのもいくらでしたかね、3,140万円かいね。入るほうもね。（「はい」と呼ぶ者あり）出るほうもちろん3,140万円ということは、極めて何にも考えないで言いますと、その出るほうの金が、今からの工事費の原資になるという認識でいいのですか。

○宮崎業務課長

ちょっとわかりにくくなるかもしれませんが……。

○土橋委員

余りわかりにくいような説明をしないでくださいよ。

○宮崎業務課長

3ページですね。

○委員長

決算書ですか。

○宮崎業務課長

はい。決算書の3ページの損益計算書をちょっと見ていただきたいのですが、この営業費用のところに減価償却費というものが3億7,000万円計上させていただいております。これは、今までつくった水道施設の1年間の目減り部分といますか、減耗部分を、これを予算で計上させていただいておるわけでございます。

ただ、このもととなった資産を構築する部分については、過去に現金を全部払っているわけですね。ですから減価償却は、この目減り部分については費用化するわけですが、非現金で費用だけ組むと、予算で組むと、1年間の目減り分ですよという部分になるというのはわかっていただけます。

○土橋委員

うん。

○宮崎業務課長

逆パターンとして、4ページをお開きいただいて、営業外収益のところ到现在上げた長期前受金戻入というのが3,140万円ございます。

これは、今まで国とか、よそからもらったお金で構築した部分、ですから過去にもらったお金でございますので、毎年度お金というのは入ってこないわけですが、そのお金でつくった資産を減価償却していくわけです。それを1年ずつ減価償却にあわせ、1年間ずつ収益化したのが、この営業外収益の益に当たるものです。

○土橋委員

だから、この3,143万円というのは、だから今だったら28年度の工事等の原資になるという認識でいいのですか。

○宮崎業務課長

いや、それは、ちょっとお時間を。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○宮崎業務課長

済みませんでした。これが、先ほどの御質問は、補填財源になるのか、ならんのかという理解をさせていただきます。補填財源には当りません。ならないということでございます。（「なりませんね」と呼ぶ者あり）

○土橋委員

だからもう一度聞きますが、法改正は、水道局にとって利益になるのですか。ならないのですか。

○宮崎業務課長

このたびの会計制度は、財務諸表、数字の区分とか、置く場所とかをその企業の会計にならったところがございますので、実態的には、水道事業は、経営がこの会計制度によってよくなったとか、悪くなったとか、現金がふえたとか、減ったとかいう事実はございません。見え方が変わっただけでございます。

○土橋委員

それとちょっと話を戻りますけれども、その今の分ではなしに、認識の確認をしたのですがね、私の。減価償却というのは、金が動かないというようなことをよく言いますが、しかし減価償却は経費ですから、売上げから経費を引くわけですから、これは次の工事等の財源に当然なると私は思うのですが、それは間違いないですね。

○宮崎業務課長

委員言われますように、減価償却費につきましては、補填財源、内部留保資金、次の投資に使える財源でございます。

○土橋委員

今のこの話はもうチャラにして、私も余り理解はしておりませんが、関東のほうでは大変なことになって、今、水道がとまっているというのですが、林の浄水場ですかね、これも可動堰があるので、あの辺は他山の石ということにはならないと思うのですが、何か今大丈夫なのかということ、何かあそ

この堤防を、ここはこういうふうになっているからこうしたほうがいいのかつというようなものは、水道局自体としては、何か研究しておられるのかどうか、その辺をちょっと。

○委員長

土橋委員、途中で済みません。これはその他の所管でやっていただいているんですか。その他所管の質問がありますから。今の部分はちょっとずれておりますので。（「決算」と呼ぶ者あり）決算でありますので。

○土橋委員

いや、それはそれでいいですよ。質問だけを覚えていてください。

○委員長

そのほかはございませんか。

○森戸委員

21ページの営業収益の受託工事収益についてなのですが、今回7億円ということで、昨年度で対比すると3億円ふえているということで、これは熊毛地域の工事の受託収益だということなのですが、これだけふえたのは、今年度だけであろうと思いますので、次年度以降は、これほどまでの工事収益が当然ないわけですから、それが与える単年度の収支への影響といたしますか、今後はどういうふうに見ているのか。

その辺が、収入も入ってくる場所がありませんし、固定費として削るところもなかなかもう、いっぱい、いっぱいやってきているはずですから、その辺のところは、相当不安なところがございますけれども、キャッシュフローで見ても、2億円の収益ですかね。ですので、要はそこがマイナスにならないければ、水道事業自体は回ると思いますので、その辺に与える影響というのは今後どうなるのか、教えていただけたらと思います。

○福島水道局長

このたびの決算では前年比で受託工事収益が相当上がっています。これは工事金額の3億9,000万円というふうな差でございますが、その受託工事収益でどのくらい単年度で収益、要するに5%の事務費が入ったかといいますと、約3,680万円です。

今年度の純利益がどうなっているかといいますと、損益計算書を見ていただければわかりますが、3ページですね。営業収益が約18億6,700万円で、営業費

用が15億5,700万円、その差額が約3億1,000万円、営業外収益が3,900万円、営業外費用が1億9,600万円、これがマイナス約1億5,600万円、これを差し引きますと1億5,300万円、これがまともなといいますか、経常利益でございます。

それに先ほど言いました3,600万円を差し引きますと、受託工事収益のない形になると思います。

ただ、先ほど業務課長が言いましたように、近年、給水収益が減少傾向にありこの4年間で約5,500万円落ち込んでおり、水道局として危機感を持っております。このような中でも健全経営を目指しながら事業ができるような、老朽管更新が積極的にできるような体制をとっていきたいというふうに考えています。

○森戸委員

了解いたしました。基本的には、お金、キャッシュフローといいますか、で回っていますから、収入が入るところは水道の収益しかありませんから、ここが回れば、水道を供給する事業体としては公共性が非常に高いものだと思えることができます。

それで、ちょっと何点かだけ確認なのですが、経費がふえた要因、恐らく工事収益に伴うものだと思うのですが、決算の審査意見書の25ページの中段ぐらいにあるのですが、3段目か、段落で言うと。収益的収支のコストの部分について書いてあるところの、物件費が55%の増加と、動力費が5%、償却が7.7%、その他の経費が2億円、493.8%ということで、こちらを見ればいいのでしょうか、それぞれふえた要因といいますか、その辺のところをわかりやすく教えていただけたらと思います。

○宮崎業務課長

それでは、決算書の22ページを見ていただきまして、これはそれぞれの種別に下の段を見ていただいて、増減、このところが多分意見書のところにあるのだらうと思います。それぞれの増減の理由について申し上げます。人件費の減少に……。

○森戸委員

人件費と支払利息の部分については、結構です。

○宮崎業務課長

物件費の増につきましては、受託工事費の増加、3億4,314万2,041円。（「それか」と呼ぶ者あり）はい。修繕費の減少が5,200万円ございます。そういうところが増減で2億8,000万円の増加ということになります。

動力費につきましては、これは電気代になるわけですが、電気代が、これは林浄水場の電気代をちょっと抜粋してきたわけですが、25年度は5,074万1,000円だったわけですが、これが5,499万円の増加になっております。この影響だろうと思っております。

それと、その他でよろしいですかね。あとは……。

○森戸委員

言いましょうか。償却費の部分と、その他の経費の部分ですかね。

○宮崎業務課長

失礼しました。償却費につきましては、みなし償却廃止による減価償却費の増加、これが大体3,100万円ございます。

繰延勘定償却の減少という影響が400万円ございます。差し引きで2,700万円増加したということでございます。

その他につきましては、新会計制度移行に伴います特別損失の増加、これ2億1,534万6,593円増加しております。除却費、これが前年対比で1,300万円ふえております。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○森戸委員

わかりました。その中で突発的なものと経常的なものを抽出したかっただけで、突発的なものはもうしょうがないというところがございますので。1点だけ、動力費の部分が5%ふえたというのは、送り出す部分がふえたからという部分なのですかね。その辺はどうなのですか。

○森下浄水課長

電気料金が値上がり、上がったということでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。了解をいたしました。

以上で終わります。

○加賀美委員

先ほどの副市長と局長のところの議論の結論をちょっと確認しておきたいのだけれども、基本的にこの減価償却費は、だから先ほど国や地方公共団体からもらってつくった資産の減価償却費は入っているのか、入っていないのか。この根源は。減価償却費。

○宮崎業務課長

入っております。

○加賀美委員

だから、その部分を戻し入れしたということだから、先ほど副市長が言われたように、減価償却費は減っていると、そういう理解でいいのではないかと思います。その辺いかがですか。

いわゆる減価償却費の中には、国や地方公共団体でもらってやった資産については戻し入れするという事だからね。だから全体から、支出からプラスになったのだから、減価償却費は減っていると、これが副市長見解でそれでいいと思うのですが、いかがでしょう。

○福島水道局長

減価償却費は、現実的にはふえています。ただ、そのふえた部分が戻入で戻ってきているという解釈でいいと思います。

○加賀美委員

今、局長が言われたのは、全体的にはふえていると。だからこの制度を使ったときには、減価償却費は、いわゆる国から地方公共団体でもらった資産の償却費は戻し入れしますということだから、全体としては減っていると。だから副市長見解も、局長見解も、考え方からすりゃ両方とも正しいのではないかと思います。

○福島水道局長

減価償却費の関係で、過去のみなしの部分があるわけです。やっていない分。これも強制償却しなきゃならないので、その分が1,200万円ぐらいふえていますのですよ。

そういう部分を全部足せば減価償却費はふえてくるのですが、ただ戻入の部分がありますから、減価償却費そのものはふえているという。現に3,100万円ふえておりますから、そういう形で認識して良いのじゃないかと。内容的には一緒のことなのですが。

○磯部委員

大体皆さんの質疑でわかったのですけれども、その他のところで——その他というか、この決算の今御説明の中で、15ページにそのあたりが書いてありま

すけれども、配管の整備工事ということで老朽管更新5,143.9m、毎年大体このぐらいの老朽管更新をするという計画でやっていらっしゃるというのは理解しておりますが、今後どういうふうな形で——これは決算になじまないかもしれないね。とにかくあとどれぐらいそのあたり、耐震化になっているその管に布設替えをするに当たって、あとどのぐらい、どのエリアにその老朽管、そのあたりが残っているのかどうかというのを改めてこの決算のときにお聞きしておきたいと思います。

○田中水道局次長兼工務課長

平成26年度の実績で言いますと、管路延長が299km、そして法定耐用年数を過ぎた管路の延長が107km、ですから36.1%がまだ法定耐用年数を過ぎた管が残っているということになります。ですから、とりあえず毎年5kmを更新しても、また法定耐用年数が過ぎた管がまたそれに足されますので、今年5km更新で実際の工事をやったとしても、法定耐用年数が過ぎた管がふえるときもあれば、減るときもあるということでございます。

○磯部委員

最近の布設替えしたその管というのは、非常に性能もいいですので、昔と違って非常にその法定の耐用年数も長く延びていると思いますけれども、それ以前のその危険なその管というのは、今はほぼないという認識でよろしいのでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

基本的に我々水道局の技術屋というのが、ある程度管種、そしてその管が何年経過したかということで設計を始めて、施工に入っていきます。基本的には長期間維持できることを考えて設計をしております。

今の磯部委員さんの質問にお答えするのはなかなか難しいのですが、基本的には考えているのが、市内でも配水本管が破れるのは、ビニール管が多くのウエートを占めています。やはりそういうところと重要な施設、そういう施設があるところを重点に老朽管に対しては布設がえを行うという考え方で事業を進めてきております。

○磯部委員

この前の水道まつりのときに、その管のモデルもありましたので、非常に性能もよくなって、老朽化したその管の中身というのは、そういうのも展示してありましたので、このあたりのことについて、どのあたりがまだかなり残って

いるのかなというのをお聞きしたかったのですが、計画的にそういうふうになさっているということで、一定の理解はいたしました。

○福島水道局長

先ほど、次長が言いましたように相当残っています。ただ、今水道局は、新水道ビジョン——アセットマネジメントを含めた、財政計画も含めた新水道ビジョンを作成、この2年間でしようとしています。

その中で管の、構造物が大体水道の資産の80%です。その分の耐震化計画は、きっちりつくらなければならぬと思います。今の法定耐用年数は40年です。でもGENEX（ジェネックス）の水道管は、土壌さえよければ100年間もつとされておりまして。しかし、これを100年もたすのかどうかと、説明責任がつくのか。そういうことを市民に説明できる材料も我々は持たなきゃならない。そういう形の中で、より効率的な水道事業を、更新に対しても原資を財源に含めた計画をつくらなければならないということで、この2年間でそれをやっついこうとをしている段階でございます。

持続できる水道事業、市民が安心安全で飲める、おいしい水を供給できる、要するにストレスの少ない水を供給したいという形で今計画いたしております。

○磯部委員

なぜこういう質問をしたかといいますと、今、全国各地で災害、地震、いろんな想定外のそういう災害が起こっておりますけれども、そこで、やはり水というのは非常に大切、一番大切な部分ではないかと思っておりますので、今後の水道ビジョン作成した中で、今後のそういう対策なんかも御説明いただけるというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

②議案第66号 平成26年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第60号 平成27年度光市水道事業会計補正予算（第2号）

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○土橋委員

先ほど言ったように、関東のほうでいろいろありましたから、それへの対応策というのか、何というのか、もう何もなくていいのだというような状況なのか。その辺は、ちょっと大変なことになっているものですからね、向こうは。お聞きをしてみたいと思います。

○森下浄水課長

確かに今、常総市で大きな災害が起きております。島田川で、光市がつくった洪水ハザード・マップを見ますと、私どもの浄水場は海拔が9mございまして、それによりますと、影響がないというような形で示されております。

ただし、今回のように想定外の洪水が起きた場合については、私どもの施設については、地下に機械を持っている送水ポンプ室が地下2m、第2取水ポンプ室が地下3.5mにあります。

そこについては、シャッター、ドア等を整備しておりますが、当然その想定外の警報が出ますと、土のうを積んで、そこに水が入らないような形をとりたいと思っております。万が一入っても排水ポンプを備えておりますので、そこで排水で防いでいくと。

あとの施設については、地上より高く設置をしておりますので、その分について心配はないと考えています。

○土橋委員

議論を活発にするためにちょっと聞くのですが、水が入って、ポンプでくみ上げりゃええというような、えらい簡単なような話なのですけども、それで間に合うのですか。

○森下浄水課長

周囲は、2取水については、地上7.5mの施設でございますので、そこは囲っております。

ただ、先ほど申しましたように、搬入用のシャッター、それと搬入口のドアがございますので、その分については、土のうで水をシャットアウトしていきたいというふうに考えております。

ただ、土のうでありますので完全に水が入らないとは限りませんので、そこについては排水ポンプをしながら、また消防ポンプを含めて排水をかけていきたいというふうに考えております。

○土橋委員

土のうは、そういうのに対応できるように、あらかじめつくっておくのかというような言い方もないのですけれども、その辺のほうは、どういうふうに考えているのですか。

○森下浄水課長

土のうは、確かに作成しておりません。ただ、土のう袋は浄水場に設置がありますので、そういう警報が出ましたら、早急に土のうをつくって積み上げていきたいというふうに考えております。

○土橋委員

そうは言っても、よそでは大変なことが起こっているし、実際に想定外のことたびたび起こるのだよね。土のうをつくるにしても、そこにその土のうに積めるものが現実にあるのかどうなのかということも含めて、いま一度よくよく検討をしていただきたいということをお願いしておきます。

○森戸委員

今の災害関連でのお尋ねをしたいと思うのですが、例えば災害でそのプラン

ト関係ですよね、浄水場のプラント関係が被害を受けたときは、どのように保障されるのか。

保険料を見ると、決算の保険料で見ても、保険料自体が全体で100万円ちょっとしか掛けられていないのですね。そのうち半分ぐらい車とか、水道管というのがほとんどで、浄水場関係に関する保険というもの——建物の保険は別として、中のそういう設備ですよね。動力とか、送り出す部分とか、その辺の部分はどうか掛けられているのか。

というのが、なぜこんなことを言うかということ、以前も下水道の処理場がありましたよね、下松の。高潮で水害があって、建物だけじゃなくて中の処理施設が壊れて、4億円ぐらい払ったというふうな経緯があったわけなのですよね。ですから、そうなったときにどのようにどうするのかということですかね。その辺のところをまず聞いてみましょうかね。

○福島水道局長

光の林浄水場及び配水池等については、旧海軍さんがつくった施設です。非常に優秀で、浄水場についても当時の文献によれば、1.5mぐらい盛り土してつくっているという形の中で、過去、戦後、そこが水に浸かった例はありません。

ただ、森戸委員さんが言われるように、そういうもし起こった場合の保険はどうなのかと。これは入っていないです。はっきり言いますと。うちが入っているのは、車の保険と、先ほど言いました水道管が破れて一般市民に迷惑がかかったときの保証料だけです。

そういう形の中で、今後どうなのかと言えば、基本的には今までの断水になっているのは、全部送水ポンプ、取水ポンプが浸かって、特に送水ポンプですね。水に浸かって、最近では、山口県では山口の浄水場が浸かりました。それで3週間ぐらいかな、断水になって、うちも応援に行ったわけですが、そういう形の中で、うちの送水ポンプ室は、先ほど浄水課長が言ったように低いところがあります。

建屋は高いのですが、送るところは低いところがあるわけです。一番先に使うのはポンプ室です。このポンプが使うと、恐らく1カ月近く断水になるだろうと思います。それを先ほど浄水課長が言ったように、あらゆることを講じながら浸からない方法をとるというわけですが、送水ポンプはうち4台あります。その中で1台は上に上げておくというのも一つの方法かなとは思っていますが、費用がかかりますので、その辺は今後の検討課題だろうというふうに思っています。

基本的には、減価償却しながら補修をするのがいいのか、機械類については更新するのがいいのかというのは、内部でよく検討していきたいというふうに

考えています。

○森戸委員

私の意図は、何かあったときの資産の保全という意味なので、その下水処理場も、これは2回あったのですよね。1回、高潮がかかって4億円ぐらい払って、またさらにかかりましたよね。どれだけお金を支払ったのかは、保険を掛けていないわけですからキャッシュで支払うしかないわけなので、その辺のときにどうするかといいますか、実際のところの話だと思うのですね。

例えばそういう建物外のそういういい保険があるのかどうか、全国的に見たときに、ほかの水道局では、そういう保険を掛けているところがあるのかどうかも含めて、ぜひ一度これは検討したほうが私はいいと思います。

特にその川のへりにあるわけですから、調べておいて損はないと思いますので、これだけの事業で、保険でこれだけと、100万円ちょっとってというのは、これはあり得ない話じゃないかと思うのですが、その辺も経営体として見たときに適正なのかどうかというのもあろうかと思しますので、損金として落とせるでしょうから、その辺のところも、これこそ他山の石として研究をしていただきたいなと思います。

こういう点は、ちょっと病院等でも同じことだと思いますので、そういう高額な機械を持っていますから、水道とこういうところは、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

○萬谷委員

それでは、熊毛地区に対しての送水について、何点かお尋ねしたいと思います。わかる範囲で構いませんのでお答えをいただければと思います。

まず周南市との委託料の決定、いつごろを予定しているか、もしわかりましたらお願いします。

○福島水道局長

熊毛の関係ですので、私のほうからお答えいたします。

まず委託料の決定はいつごろなのかというお尋ねでございしますが、今、事務方のほうで周南と協議を行っております。なかなかお互いに厳しい形で意見交換しているわけですが、目標といたしましては、今年中には一定のめどをつけたいというふうには考えています。

○萬谷委員

わかりました。それでは、周南市との今話し合いと言いましたが、周南市か

らの収入というのは、どのようなものがあるか、教えていただけますか。

○福島水道局長

林浄水場で取水し、浄水化した水を送水する、その委託料でございます。それと、水道局が保有している林浄水場の行政財産使用料、これを含んだものになるかというふうに考えています。

○萬谷委員

その委託料というのは、どのように算出するのかというのが決まっていますでしょうか。

○福島水道局長

基本的には、取水から浄水、送水までの業務の委託料でございますが、具体的には人件費、薬品費、それに動力費等が入っているというふうに考えています。

○萬谷委員

了解です。ありがとうございました。

2. 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 平成26年度光市病院事業決算について

説 明：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長～別紙

質 疑

○畠堀委員

御説明をありがとうございました。

参考資料の11ページに、職員に関する事項というのが掲載されておりますけれども、その中で、特に大和病院につきましては、臨時・パート等が前年度に比べて10名ほどふえておりますが、このあたり何か業務的な内容なのか、その他、構成的に何か考え方の変更があったのか、背景があれば教えていただきたいと思えます。

○畠堀委員

済みません。決算資料です。

○委員長

お答えされるのは、どなたがされますか。

○小田大和総合病院業務課長

臨時パート職員が、平成25年度と26年度末で9名増ということなのですが、この原因につきましては、主に病棟の看護師、それから看護助手のほうが増加をしております。

○畠堀委員

特に何かその業務的な業務量がふえたからというようなことでふえているのか、そのあたりの背景については、どのようなものがあるのでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

まず、入院患者の増加に伴うもの、それからある程度労働環境の向上を目指して職員の数をふやしたということが、理由です。

○畠堀委員

了解しました。

○木村（則）委員

それでは、参考資料の5ページ、キャッシュフロー計算書についてですが、ちょっとまず漠然とした質問で申しわけないのですが、このキャッシュフローから、これまでと違った何か新しく読み取れる何かしら特徴的なものというのは、ありますか。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

企業会計につきまして発生主義でございます。実際のその現金の動き、つまり1年間の現金の動きというのが、なかなかつかみづらいところがございます。このキャッシュフロー計算書が記載されることによりまして、3つの区分がございますが、業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの活動にどういったお金が、どういったことが要因で増加したのかというのが、これを見るとよくわかるということが言えると思います。

それと、先ほど言いました発生主義でございますので、実際の未収金とかを計上する貸借対照表がそういうふうになるのですけれども、実際には、まだお金が入っていない場合というのがありますが、キャッシュフロー計算書については、実際にお金が入った流れというか、その原因がここで明記されるというふうになると考えています。

○木村（則）委員

病院に関しては、年次的にいろんなちょっと金額が発生したりもするのでしょうけれども、今後、このキャッシュフローというのが、毎年度作成されるに当たっては、これまでとは違った経営の分析に有効だというふうに考えられるのでしょうかね。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

結局、損益計算書でも、例えば黒字・赤字ありますけれども、一番重要なのは、やはりお金がふえたか、減ったかということが一番肝心なところじゃないかと思っています。

ですから、黒字であつてもお金が減るということはございますので、その辺は、このキャッシュフローを見れば、一目瞭然であるということが言えるんじゃないかと思っています。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

次は、17ページです。ここには、17ページからは、光総合と大和のそれぞれ診療科別の患者数なり診療の収入が記載されているわけですが、患者数と収益から、市民から求められている診療科目というのがここでも読み取れると思うのですが、ここ数年の推移の特徴といいますか、診療数に伴って診療収益、どちらでも構わないのですが、何か特徴的なものってありますか。

今、この何といいますか、参考資料は前年度との比較なわけです。圧倒的に内科が多くて、その次、整形、外科、泌尿器科という順位で一定の数字が示されているわけですが、その前年度との比較というよりは、ここ例えば10年ぐらいの傾向ですよ。何かそういうものはつかんでいらっしゃるのですかね。

つまり、それは今後の光総合病院の新築移転に伴っても、やはり今その時代の傾向であるとかというものが、何かしらつかんでいるかどうかということを確認したいということです。

○田村病院局管理部長

今、木村委員さんのお話ですが、ここ10年ということになれば、やはり去年との対比ではないということでは、医師の増減によって、収益的にも入院患者数的にも落ちてきているというのは事実でございますから、10年前であれば、平成17年当時、恐らく光病院で言えば、22人ぐらいの先生がいらっしゃったというふうに記憶しておりますし、大和総合病院におきましては、当然平成24年度から病床の区分を変えましたので、慢性期ということで。その辺はもう全く10年前と比較というのが、患者さんの資質と言ったら失礼なのですが、もう違いますので、医療そのものが、その辺の比較というのはなかなか難しいものがあると思います。

光病院におきましても、今言いましたように、例えば当時、脳神経外科の常勤がいたり、小児科も2人いたりとか、そういう状況からもう変わっていますので、なかなかその辺でというのは難しい面はございます。

○木村（則）委員

わかりました。それはおっしゃるとおりですね。

ドクターの数によって、あるいは大きく変わってきているから比較検討はできないということ。とはいうものの、やっぱりある一定のどういった疾患の患者さんがふえてきているとか、場合によっては減ってきているとか、そういうものというのは、傾向としてはつかんでいらっしゃるのでしょうかね。

○田村病院局管理部長

光総合病院のほうで言わせていただきましたら、急性期ということで、DP

Cというものをやっています。これは御存じのように、18の診療の区分といたしますか、コードを振って、要するに一番医療資源を投入したその傷病名を診療報酬上やっていくのですけれども、そうした中で、そういう数字といたしますか、それは診療情報管理士がおりますので、そういうものはつかんでおります。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

それでは、ちょっと最後にもう一点だけ。これも参考資料の23ページの下の方の委託料のところですか。下から3行目の新病院設計事業者選定支援、350万1,000円ですけれども、これは選定に当たっては、どういった方法がとられたのでしょうか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

この新病院設計事業者選定支援につきましては、先ほどの説明にもありましたように、今年度、基本設計業務をやるに当たって、応募業者にどういう形で基本設計をしてくださいという、そういうものを各部門別に記した条件書というものを策定した経費でございます。

ですから、これを見ながら、応募者は、基本設計の応募に当たってさまざまな調書をつくったということでございます。

○木村（則）委員

委託業務の内容は、一応理解しているのですよ。そのコンサルの選定、一応350万円という数字なわけですから、どういう選定方法をとったのですかということですか。

○田村病院局管理部長

見積もり合わせです。

○木村（則）委員

わかりました。もう少し具体的に、何社の見積もり合わせでしょうか。

○田村病院局管理部長

3社です。

○木村（則）委員

了解いたしました。以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○土橋委員

まず、総括事項のところで、亜急性期病床は廃止をして地域包括ケア病棟が新設されたということなのでありますけれども、その廃止をするに当たっては、亜急性期病床にいた人というのはどうしたのかということと、亜急性がイコール地域包括ケアという、それに入れかえただけなのか。その辺を最初にお聞きします。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

平成26年度の診療報酬の改定におきまして、亜急性期病床が廃止されることとなりました。29年度4月に改定があったのですが、6カ月間ほど猶予期間がございまして、光総合病院では、平成26年の9月から地域包括ケア病棟47床を2階病棟に設置しております。

亜急性病床に入院されていた患者さんですが、病状にもよると思いますが、地域包括ケア病棟に移行された患者さんもいらっしゃると思います。

そのままイコールかというところがございますけど、診療報酬的には、基準でございまして、この地域包括ケア病棟では、リハビリの単位というのが、もう2単位毎日必要になります。そういう関係でイコールかと言いましたらイコールではないかもしれません。

○土橋委員

だから亜急性に入院をしていた人は、言えば療養のちょっと手前ぐらいの人が、亜急性ではないのですか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

急性期病棟で治療を終わられた患者さんで、もう少し光総合病院のほうで継続して治療を受けられたほうが良い患者さんが入られる病棟ということです。

○土橋委員

6カ月あったというから、その間にそういう人たちは全部退院をしたわけですね。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

平成26年4月に診療報酬が改定になりましたが、その間5カ月間は、光総合

病院の中にも亜急性期病床がございました。徐々にその中で退院された方もいらっしゃると思いますが、地域包括ケア病棟に移られた患者さんもあるかと思いますが。

○土橋委員

これは確認なのだが、地域包括ケア病棟には、どういう人が入院しておられるのですか。病的には。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

先ほども御説明しましたが、手術を終わられて急性期を終えられた患者さんで、まだ自宅に帰られるとか、ほかの施設、病院に行かれるにはちょっと早く、光総合病院のほうでもう少し継続して治療やリハビリを受けていただいたほうがいい患者さんがいらっしゃいます。

○土橋委員

リハビリが主なのが、地域包括ケア病棟に入院しているということですか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

リハビリを受けられる患者さんもいらっしゃると思いますが、リハビリがない患者さんもいらっしゃるのではなかろうかと思いますが。

○土橋委員

ここに病院間の連携を密にした病院事業を行うって書いてあるのですが、これは具体的にはどういうことですか。

○田村病院局管理部長

まず、地域包括ケア病棟と亜急性期病床について、若干課長の補足をさせていただきます。

基本的には、今診療報酬の関係を言いましたけれども、課長のほうが。まず地域包括ケア病棟の考え方は、一つは、急性期後の患者さんが一つ、それと在宅等でおられた患者さんが急性増悪した場合に引き受ける病棟というふうな考え方があります。

具体的に亜急性期病床、これは病床単位になりますけれども、これが光総合病院、当時14床、たしかあったと記憶しておりますけれども、これもやはり考え方は急性期後の患者さんでございます。

ですから、そういう患者さんを一定期間、そういう亜急性期病床であったり、

当面、今も去年のそれは9月でなくなりましたがけれども、地域包括ケア病棟のほうでそういう患者さんを、これは60日という日にちが決まっておりますけれども、急性期後、診ていくと。治療、あるいはリハビリ等を行っていくという
ことで。

ですから、あくまでもその光病院の中で、急性期、急性期後の患者さんを診るというような状況を昨年に病棟をつくったと。つくったというか、診療報酬が改定になりましたので、そういう病棟になったということでございます。

○土橋委員

そうすると、つまり今でも亜急性の患者さんはおられるということですね。

○田村病院局管理部長

そういう患者さんはいらっしゃいます。

○土橋委員

けれども、廃止したと言うのだから、おっつてはいけません。

○田村病院局管理部長

どうちょっと説明していいか、あれなのですけれども。

○土橋委員

ほなら、説明せんでもいい。

さっき言った病院間の連携を密にした病院事業というのは、具体的にはどういうことを指しているのか、お聞きしたい。

○田村病院局管理部長

基本的には、光総合病院が急性期、大和総合病院が回復期を含めた慢性期という考え方になっておりますので、当然、療養、あるいは場合によっては、回復期に必要とされる患者さんは、そちらのほうと連携をとって大和総合病院のほうに送ると。逆に大和総合病院の入院患者さんで、急性増悪した、あるいは急性期対応が必要となった患者さんは引き受けると、そういった意味合いの連携でございます。

○土橋委員

そうすると、意地の悪い言い方をしたら、今までが不正常だったと。だから今回のこの総括のところ、わざわざそういう文言を入れたという認識でいい

ですね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村病院局管理部長

これまでも、両病院の連携ということはどうもたっておりますし、今、委員さんが言われるのは、入院患者の対応についてということでございますけれども、そういう意味合いで私は入院患者で答えましたし、それ以外でも、例えば救急であったり外来患者でも、そういう連携は両病院のほうでとっていると思っております。

○土橋委員

私は、あんまりようわかって言いよるわけでもないのですがね。大和病院にも何というのですか、リハビリの関係の病床はあるわけですね。

今、言われたように、ちゃんと機能分化をしていると言いながら、光もあると。これは別に矛盾はせんのですか。

○田村病院局管理部長

矛盾はしません。基本的に、ただ、今言われるように、リハビリという点では、確かにおっしゃるのように、地域包括ケア病棟というところは、全ての患者さんにリハビリをするものではありません。あくまでもリハビリを必要とする患者さんについては、1日最低2単位以上はしなきゃいけないという規定にはなっております。

回復期リハビリ病棟というのは、これはリハビリが必然です。そこに入られる患者さんというの、脳血管疾患であったりそうした患者さんの、これは入院の日数というのが療養担当規則上、決まっております。

先ほど、包括ケア病棟は60日と言いましたけれども、場合によっては、180日だとか、90日だとか、病状によってそれは決まっておりますので、そういう意味合いで言うと若干では、確かにリハビリをという面で見れば一緒かもしれませんが、若干は違うというふうな解釈で、そういう病棟がつけられたというふうに理解しています。

○土橋委員

最近、解釈を勝手に変える人もおるのだけれども、リハビリをするような患者さんは、大和だというように単純にこう考えるわけですが、そうじゃないわけですね。

○田村病院局管理部長

そのとおりです。そうではありません。回復リハビリは、先ほど申したように、その疾患によって入院期間等が決まっておりますので、ですから地域包括ケア病棟というのは、先ほど何回も申しますけれども、リハビリをする患者が入る病棟ということはありません。ただリハビリが必要な患者はリハビリは必要ですけれども。

○土橋委員

だから、リハビリが必要な人については、病院間の連携を密にして、大和病院なのじゃないのかって聞いているのです。

○委員長

田村部長、今のはいいですね。

○田村病院局管理部長

済みません。要するに先ほど課長のほうが手術をしたと。手術をしたそういう患者さんが、そういう一つの例として言いますけれども、手術をされた患者さんが、急性期の手術、治療、その辺はある程度終わったと。ただ若干のリハビリは必要だということで、地域包括ケア病棟に入られて、1日2単位以上のリハビリをやると。これは、あくまでも急性期後の患者さんであります。

ですから、先ほど言ったような回復期リハに入るような脳血管疾患であったりとか、心筋梗塞であったり、そういうものではなくて、手術後というのは、廃用症候群といいまして、健康な人でも1週間2週間寝ておればリハビリが必要となります。そういう患者さんが、包括ケア病棟というイメージといいますか、ですから回復期リハとは、その趣は違うと考えています。

○土橋委員

次に、先ほど説明はあったのですけれども、給与費について、給料の額はふえているけれども手当が減っていると。さっきもちょっと説明がありましたけれども、私なんかは、4月1日から来年の3月末日までが、この12カ月が1年間の予算なのだという認識なのですが、その道理からいくと、何で手当が減るのかというのをわかりやすく説明していただきたい。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

この手当が減ったというのは、先ほど申しましたけれども、これは夏季賞与

が大きく影響をしております。

夏季賞与、これ25年度で夏季賞与を予算に計上する場合は、前の年の12月からその年の5月までの6カ月間の期間に発生したものが、6月の夏の賞与になります。

ですが、その25年度については、その発生した分を丸々6カ月分、夏季賞与として予算を計上していたということですから、6カ月間、夏季賞与に予算が計上されていたと。それは25年度の話でございます。

そして、26年度につきましては、4月から5月まで、2カ月間しか26年度に発生していないので、2カ月間しか予算を計上しておりません。

12月分から3月までの分はどうしたかといいますと、これは特別損失のほうに計上して引き当てているということで、夏季賞与については、その引き当てた金額と2カ月分の計上した予算で支出をしたということになります。

○土橋委員

大変私、理解力が不足をしているので。4月から1年間の手当を計算をしたらこうなったと。でもそれが減るといふ、何で減るのかといふのがわからないわけよ。今言われたけど、どうも理解ができない。もうちょっとわかりやすく言ってください。

○委員長

西村課長、できます。勤務状態やろう。（発言する者あり）（「休憩します」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○土橋委員

それと、賃借料ですか、駐車場、住宅、駐車場用地ということで、980万円のあれが。これの内訳をちょっと知りたいのですがね。

○委員長

ページは23ですね。ですよ。

○土橋委員

そんなのが書いてあるか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

賃借料ですが、医師住宅としまして借りている金額ですが、平成26年度が766万1,533円。それと駐車場用地で借り入れをしております金額が213万6,000円でございます。

○土橋委員

200……（「13万6,000円」と呼ぶ者あり）

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

213万6,000円でございます。

○土橋委員

それで、医師住宅は、今、何人の人が住んでおられるのですか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

賃借料で借りている医師住宅ということ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

病院で職員の医師住宅として借り上げしている件数ですが、9件ございます。

○土橋委員

いやいや、質問に答えていないから。

○委員長

いや、9件とおっしゃいました。

○土橋委員

何人、入っているのかっていう。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

9人でございます。

○土橋委員

大分前だけれども、入っていないような話を聞きましたし、家の前に行っても、人が住んでいるような様子はなかったように思うのですが、間違いなく9

人の医師が入っているのですね。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

説明不足で申しわけございません。賃借料で借りているのは、医師のために民間のアパートを借りている住宅でございます。

医師住宅につきましては、現在病院の隣でございますけど、そちらのほうは、今、医師は入っておりません。

○土橋委員

その入っていないところの分は、金を払いよるわけですか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

あの住宅は、病院で建設しておりますので、賃借料としては、お金の支払は発生しておりません。

○土橋委員

9件と言ったのは、これはもう入っておられるのですね。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

入っておられます。

○土橋委員

わかりました。

給食業務というのがありますけれども、食材購入と調理業務を6,700万円で委託をしておられますけれども、これは委託したまではわかりましたが、患者からは、年間どのぐらい入っているのですか。僕はこの見方がちょっと見落としているのかもわからんが。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

済みません。収入の内訳についてはちょっと今手持ちがございません。申しわけございません。

○土橋委員

それは、決算のときに、決算議会でそのようなことじゃいけんよ。

○委員長

課長、時間がかかりますか。

○土橋委員

いや入院して、わからないから聞いているのだが。（「休憩」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

大概、私はわかりやすい質問をするので、テレビを見ている人から、あんたの言い分が一番よくわかるって言われている男ですからね。

○委員長

どうぞ、土橋委員。（「再開した」「言いました」と呼ぶ者あり）指名しておりますから続けてください。どうぞ。

○土橋委員

研究研修費というのがありますね。526万円。先生方は、恐らく勉強しに行かれるのではないかと思うのですけれども、どのぐらいの先生、これ後でなぜ質問をするかというのはわかりますから、何人ぐらい、何日ぐらいを利用していただけるのだろうか。総トータルでいいですが。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

一人の先生が、宿泊でしたら、2日とか3日の学会等に参加されます。医師ですが、平成26年度は、一人で2回か3回行かれた先生もいらっしゃいますが、38件ございました。

○土橋委員

そうすると、大体各診療科の先生は、押しのべて行っておられるというふうに理解してもいいですか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

はい。平均して行っていらっしゃいます。

○土橋委員

大和病院の関係ですが、収入の欄にもありましたけれども、訪問看護事業収益として342万円の、これは半年間ではありましたけれども、これの病院のほう

の体制だとか、人数だとか、患者数だとか、今後の予定みたいなのは、お聞きをしてみたいのですが。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

説明資料の29ページにも記載をしております。訪問看護サービスということで、1ページをいただいて説明をしておりますとおり、下の(2)のほうでは、契約者数30名、訪問回数が629回、収入が342万8,000円、あと費用につきましては、車両購入79万1,000円、人件費が、正職員1名、臨時職員1名ということです。

○土橋委員

わかりました。それは失礼しました。

これで、そうはいつでも、黒字だ、赤字だというふうな話がこうある中で、ここの経営状態は、ここだけの経営状態はどうですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

収入と費用がここに書いてありますとおり、人件費が982万円もありますので、赤字ということにはなっておりますけれども、これにつきましては、職員の配置だとか、そういったものをこれから考えれば、例えば看護師を兼務させるだとか、そういうことで人件費を抑えていくことができるように思っております。

また、契約者数も、今30人なのですけれども、これからふやす努力をしておりますし、ふえていけば、何年か先には黒字になるというふうに思っております。

○土橋委員

大和のほうもちょっとお聞きしたいのですが、大和病院として駐車場は、何カ所を用意されているか、まずお聞きしたい。

○小田大和総合病院業務課長

賃借料として借りている駐車場につきましては、現在3カ所でございます。

○土橋委員

古谷組の前、それと商工会のところ、それと児童公園の横のあの3カ所。

○小田大和総合病院業務課長

現在借りているのが、山口銀行前と、古田工業さんの奥側にある駐車場と、

小池の池のところの横にある道路沿いの駐車場でございます。

○土橋委員

私が聞きたいのは、今は何というのかね、丸久系列のスーパーがあるでしょう。あそこには、何台ぐらいが駐車しているのですかね。これも後でわかりますから。

○小田大和総合病院業務課長

大体五、六十台とめております。

○土橋委員

ついでだから聞くのですが、本庁かどこかから、このことについて何かお話はありませんか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

まだ正式に話は来ていないんですけども、このたびのコンパクトシティの関係で、あそこの売買というお話は聞いておりますが、まだ具体的には話は聞いてはおりません。

○土橋委員

では最後に、今大和は、常勤の先生が10人でしたかね。非常勤の先生ももちろんおられるわけですが、この体制は、ずっと続くというふうに認識をしてもよろしゅうございますね。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

当院としましては、もう少し医師をふやしたいという思いはあるのですが、当然募集もかけておりますけれども、応募がない限りこの状態が続くものと考えております。

○土橋委員

少なくとも今の状態は続くというふうに考えてもいいですね。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

はい。そのように努力したいと思います。

○土橋委員

終わります。

○磯部委員

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

ページ数でいきますと、参考資料の21ページ、繰入金のことですけれども、先ほど説明の中で、このページではないのですけれども、6ページ、10ページで救急勤務手当の廃止が行われて、今年度予算にもそういうふうな説明がございましたけれども、今、光・大和のその繰入額はというのは、上のほうでは光と大和とこう上げられておりますけれども、時間外の救急の受け入れ数というのを改めてこの26年度を教えてくださいと思っています。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

平成26年度の救急車の受け入れ件数は1,093件でございます。

○磯部委員

それトータルですよ。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

1年間の救急車で来られた患者さんのトータルでございます。

○磯部委員

できたら、光・大和と分けて言っていたらありがたいなと思ったのですが。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

済みません。今のは、光の件数でございます。

○岩本大和総合病院医事課長兼医療情報管理室長

いいですかね。26年度は、救急車搬送件数45件です。（「少ないね」と呼ぶ者あり）

○磯部委員

これがどうのこうのというわけではないのですけれども、一般会計からの繰り入れがこういう状況であるということと、今後のいろんな県からの補助金、そのあたりがなくなっていく。そんなに大きな金額ではないのですけれども、皆さん結構救急車で拒否されるとか、光・大和両方ともですけれども、そのあ

たりがございいますので、今後のこの救急体制のあり方、このあたり決算を踏まえて、今後の検討課題として検討していただけたらなと思っております。

それぞれの医師の先生方、医師だけではございませんが、スタッフのその体制というのは非常に重たいものがございいますので、そのあたりをどのようにされるのかというのを少しお聞きはしたかったのですけれども、今後の取り組みもございいますので、検討していただきたいなと思っております。

続いて、先ほど土橋委員がおっしゃったその訪問看護、これは地域の皆様方にある程度受け入れられているとは思うのですけれども、民間の看護協会のこの訪問看護もあると思うのですけれども、そのあたりとの整合性というのは図られているのでしょうか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今委員さんがおっしゃられるのは、訪問看護ステーション、看護協会が行っていることだろうと思うのですけれども、当然うちが始めるときにも、訪問看護ステーション協会のほうのステーションにもお話を伺って調整はしておりますので、競合するようなことはないと思います。

○磯部委員

今後、ことしの6月から、そのリハビリの訪問も始まっておりますので、また次年度の決算のときに、このあたりの成果、このあたりが見えてくるのかなと思っておりますので、注視しておきたいと思っております。

やはり民業圧迫になってはならないということと、民間との役割分担、ある意味独自でできることというものがあれば、そのあたりのことに集中していただきたいと思っておりますので、もう1年注視していきたいと思っております。

そして最後に、ページ数で言えば28ページなのですけれども、その中の何番だったかな。職員の給与費の給与費対医業収益比率というものがあまして、意外と、大和総合病院の場合はいろいろ転換もございましたので、その時期の収益に対する人件費率というのが高くなるというのは理解しておるのですが、平成26年度に限って申し上げますが、このあたりの給与比率の60%を超えるというのにちょっと違和感があるんですけど、このあたりの説明を御説明いただけたらお願いいたします。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

やはりその年配といいますか、かなり年齢層の高い職員が多いということで、このようになっていると思います。

○磯部委員

それだけですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

済みません。それと療養病床ということで診療報酬の単価が低いため、そのような結果になっていると思います。

○磯部委員

わかりました。今、転換期で今から実績を積むところだと思いますので、今、診療報酬の療養病床だから単価的なものが下がってきて、それに対する職員の比率ということで、少しそういう利率が上がるということと、やはり年齢的にも上の方が多いいところもかみ合わせたものというふうに理解いたしました。

○森戸委員

ちょっとわからない点を何点か。参考資料の7ページで保険料というのがあるのですが、光で約700、大和で300ということで、この保険料はどういったものに掛けられて、どういう会社がやられているのか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

この保険でございますけど、医療事故等が発生した場合の医師賠償保険で、掛けておりますところは自治体病院共済会のほうで加入しております。保険会社が、その後ろについておりますが損保ジャパンでございます。

そのほかに火災保険、それと自動車の保険等がございます。これは少額でございます。

○森戸委員

この医療事故の部分の賠償のためのものは、どういうふうな算定といいますか、医師数とか手術件数とか、そんな基準があるかと思うのですが、その辺はどうかのですか。違いがある。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

保険料の算定基準でございますが、病床数によって決まっております。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、火災保険についてお話がありましたが、これは建物だけとか、そんな感じで捉えていいのですかね。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

病院の建物と、それから医師住宅がございますが、その保険も加入しております。

○森戸委員

最後に、東北も含め、関東含め、災害があって、いろんなところが水害に遭ったりというケースがあるのですけれども、病院も低い位置にありますので、例えば今持っているしゃる機械、医療機械がございますよね。金額で言うと、数億円からするぐらいが両方にあると思うのですが、そういった医療機械が水浸しになったりとか、そういった場合には、どうなるのですか。保険を掛けていないでしょうから、そういうものに対しては、そうなった場合は、その都度買うしかないといえますか、その辺のところはどうなのでしょう。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

もし、修理不能となりましたら更新となりますし、保守を結んでいる場合もありますので、保守の範囲内で対応いただける場合もあろうかと考えております。

○森戸委員

なぜこんなことを言うかといいますと、下松の下水処理場が今まで何度か水がかぶって、光市自体も数億円というお金を支払ったことがあります。処理設備に対してですね。それが1回だけではなくて、2回も払ったというような経過がありますので、そういった医療機械に対するリスクの管理が私は必要ではないかと思うのですが、その都度買うのがいいのか、保険をどのあたりまでカバーするのがいいのか、その辺のところの考えというのは恐らくないのだろうと思うのですが、そういう考えが必要ではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

済みません。そういう保険があるかどうかというのをちょっとまだ調べたことはございませんが、確かに低い場所がございますので、今後、金額と保障を含めまして検討していきたいと考えます。

○森戸委員

ぜひ、恋ヶ浜で、そういうケースが何度も光市としてはあったわけですから、どこの階にあるかわかりませんが、その機械自体がですね。リスクマネジメントということで御検討をいただけたらと思います。

○土橋委員

ちょっと待ってください。その他があるのではないの。その他が。

○委員長

今、最初に言ったように認定をやっておりますので、認定のその他に入ります。いずれ。（「あと2つある」と呼ぶ者あり）

○土橋委員

ああ、そうね。

○委員長

次にお待ちください。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②認定第3号 平成26年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：高山介護老人保健施設事務長～別紙

質 疑

○木村（則）委員

済みません。大変ちょっと乱暴で素朴な質問なのですが、大体こういった施設、民間であれ公設であれなのなのですが、赤字というのは当たり前なのですかね。それともこの施設、今後こう黒字になる見通しというのはあるんでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

正直に申しますと、民間さんでは、どうにかぎりぎりで作っておられるではないかと思えますけれども、公立としては、収益を上げるなり、利用者の増を図るなど努力をしないとイケないと思えますが、厳しい状況ではあると思っております。

○木村（則）委員

当然、その公設であることの役割というのは一定程度理解しているつもりではあるのですが、ちなみに今例えば人件費とかがってというのは、一般の民間と比較するとどの程度にあるか。大まかな話なのだけど、そういった把握というのはされているのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

給与費対事業収益比率というのがございまして、参考資料の8ページに記載しておりますけれども、平成26年度は68.9、人件費の事業収益に対する比率でございまして。これを民間は、平成26年度はちょっと数字をつかんでおりませんが、全国平均で老健協会の資料を見ますと、平成24年度で55.9、25年度で56.5という数字が出ております。「まほろば」も大体このあたり、54か5ぐらいに持っていけるとなればベストだと思っておりますけれども、現状では非常に厳しいのではないかと思っております。

○木村（則）委員

それって、持っていける可能性はあるのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

非常に厳しいです。

○木村（則）委員

ちょっと厳しいというのが、どういう理解をしていいのかわからないのですが、こういった施設はあんまり詳しくないので、的外れな質問をして失礼かと思えます。

今、通所に関しては、定員30に対して約17名ということなのですが、前回、委員会にいなかったのですが、僕も詳しく資料を調べていないのですが、これちなみに過去5年とか10年とかの単位で言うと、どういった数から推移しているのですかね。

○高山介護老人保健施設事務長

入所、通所の数でございますか。

○木村（則）委員

通所ですね。

○高山介護老人保健施設事務長

通所につきましては、平成21年度が19.8人、参考資料の8ページでございます。（「そうですか。済みません」と呼ぶ者あり）22年度が19.4、23年度が18.3、24年度が19.8、25が17.2、26が17.3というふうに、以前は20人を超えていた時期もございましたけど、最近は減少気味ではあります。

○木村（則）委員

30近いというそもそもの数字というのは、今までなかったということなのでしょうかね。その健全な経営のためには、通所の増加というか、確保といいますか、それと経費の削減ということなのでしょうが、これまでどういった努力が行われてきたのか、あるいは今後何を努力するその努力思慮があるのかということをと改めて伺ってみたいのですが。

○高山介護老人保健施設事務長

入所につきましては、結構、御時勢といいますか、入所待ちの方がたくさんいらっしゃいますので、69から70の間を行ったり来たりと、若干少なくなるときもございますけれども、入所につきましては人数的には何とか満床状態を保っておるんじゃないかと思えます。通所につきましては、先ほど申しましたけれども、通所のデイサービスをする事業所が増えておりますし、病院とかを退院されて、大和病院の療養型に行かれて、その後自宅に帰られるというケースが、どうも話を聞いていると非常に少ないと。退院後は施設を探すというのが、だんだん多くなってきているのではないかと考えております。通所の利用者の確保というのが厳しい厳しいと言って申しわけないんですが、非常に厳しい状態でありますけれども、少しでも増やすために居宅のケアマネさんが、一応通所サービスを利用される方の相談に乗っておられるということなんで、そのケアマネさんにうちのほうを紹介していただくように、最終的には家族なり御本人さんが決められることだと思いますけれども、まほろばを忘れていただかないようお願いして回っていくというぐらいしかないんじゃないかと思っております。

○木村（則）委員

一定の努力はされているというのは想像できるのですし、それは民間の施設が増加したということが大きく影響しているというのはわからないわけじゃないんですが、それは民間は民間でやはりもう死活問題ですからね。いろんな手を打ってはいるのではないかなど。つまりここが選ばれるためには、何が不足しているのかっていうそのことを、これまで検証しているのかということなのですよね。

○高山介護老人保健施設事務長

お答えになるかわかりませんが、ふだんの食事はまあまあうちのような施設ですから、そんなにぱっとしたというのはないのですが、バイキング料理をしたり、これも通所の方も一緒にまとめて入所の方とやったりしますし、どこの施設もやっておられるかと思いますが、誕生日会をやって、よそから慰問の方を招いているいろんなことをやるとか、みんなで花を植えたりすることもございます。そういうのをなかなか広告していくわけにも、難しいところなんで、口伝えでそういうのが広がっていくと、即、利用者増につながるとは思っておりませんが、地道にもうやっていくしかないのではないかとこのように考えております。

○木村（則）委員

わかりました。確かにそうですね。何度かいろんな付加価値というか、イベントを組んだり何かしているようですよ。何か山口のほうでもギャンブルをやってみたりとかっていうのが、有名な施設もあつたりするようですが、ある程度やっぱり民間のというか、そういった感覚も少し参考にしながら努力していただきたいというふうには思います。

○委員長

森戸委員を指名しました。

○森戸委員

指名をいただいたので、先ほど御説明の中で、マイクロ波治療器を導入して、集客に結びついたというようなお話があったのですが、そのマイクロ波治療器でどのくらい結びついたのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

特に新規で入れた訳ではなく、同様の機械がございました。それで更新したことで特に利用の方が増えたということはありません。ほとんど入所の方にや

っている機械でございますので、古くなったので新しく更新して、皆様に喜んでいただくということで御説明をしたつもりでございます。

○森戸委員

わかりました。

それと、今回の公営企業会計の引当金等の計上で、通常よりは2,000万円ふえた。前年度で見ればふえたと思われまので、大体経常的には2,000万円ぐらいで赤字がずっと続いていますよね。

その赤字の2,000万円が続いたときに、今このままでいくと、どれだけお金があるかということになるわけですが、今期というか、26年度で見ると、剰余金でございますか、が3億円あるということで、15年程度は大丈夫よというようなことですかね。ですよね。

それ以上、食い潰すと、現金預金がもう4億円あるというので、このままいきや30年程度は大丈夫かなというぐらいなのですかね。

○高山介護老人保健施設事務長

ちょっと無理が。現金預金はどのぐらい持つかなというのは、計算したことはございますが、10年少しだったように記憶しております。

○森戸委員

そうですね。ですからデータとしてはもうあらわれているわけで、2,000万円は大体続いているというところですから、公共・公設としての役割を考えながら、このせめてとんとんで回すというぐらいのところはやってもいいのではないかと思うのですが、それはどの辺を目標に置いているのですか。公設の介護老健施設として、単年度の経営をどういうところまで持っていくという何かあるのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

特に定めておりませんが、目標としては、まず公的ですから余りもうけてはいけないと。とんとんになるようにとは思っておるのですが、近年報酬改正が下がっておりますので、お答えになるかわかりませんが、非常に厳しいということしか、今のところでは。

○森戸委員

ですから、その度合いをどこまでやるかというところを私は聞いているのですね。余りもうけちゃいけないかもわかりませんが、経営体としてずっと存続

できるぐらいはあってもいいのではないかと思うのですが、その辺はどうなのですかね。

まずは、そういうふうな目標があって、そのためにはどうするのかというところで経営戦略が出てくると思うのですが、どうなのですかね、その辺のところは、公営の介護老健施設として。逆に言うと、公設でやる意味は、逆にどう思っているのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

当初、建設になった経緯としては、大和町の時代でございますので、大和町と田布施地区にこういう施設が欲しいというのが当時の上層部の考え方だったというふうに聞いております。最近になりまして結構民間さんが出来ましたけれども、公立病院は不採算部分を抱えて病院を行うことがありますけれども、介護・老健につきましてもその辺はちょっと難しいかなと思いますけれども、答えになったかどうか分からないのですが。

○森戸委員

わかりました。どっちにしても、その建物等も含めて、企業債の部分は繰り入れがあるわけですから、当然その一般の法人と比べると優遇をされているわけでありますので、経常的な部分でとんとんになるようにぜひ努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もしそうでないならば、公設としての意味合いがどうなのかなということになってきますので、せめてそこはお願いできたらなと思います。

○磯部委員

ちょっと関連して、今質問があったので言いますけれども、以前、通所で今30という枠で、努力はなさっていると思うのですね。今回でも少し微増ということで御努力はなさっていると思いますけど、民間が非常に近隣でふえてきたと、取り合いになっているという状況の中で、以前、これ職員を30人、通所で受けても大丈夫なような体制をとっているというふうに御回答をいただいたことがあるのですが、逆に非常にその人件費というのは高くつきますので、そのあたりを調整できるような体制というの、ある意味、人件比率を下げていく。その場しのぎになるかもしれませんが、やはり正職員さんだけでなく、今嘱託パートさん、そういう採用もございまして、そのあたりを見直すというふうなお考えはあるのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

非常に難しいことですが、介護職員は、臨時さんを募集しても、ある程度は集まるのではないかと考えておりますが、あと専門職、看護師等になると、なかなか臨時さんでは応募がないと。

通所は、以前は定員、通所の介護職員は5人にしておりましたが、いつだったか忘れましたが、昨年度、その前ぐらいから利用者が減っておりますので、現状は今4人で対応しております。

これ以上減らすと、利用者の安全等を確保するために3人でやるとなると非常に厳しいところがありますし、人間ですから休むことがございます。当然有休をとるときも、病気になるときもございますけれども、そういうときに3人が2人になると、今度は施設基準を下回る場合がありますので、通所に関しては4人で対応していかなければいけないのではないかと考えております。

○磯部委員

私は、そういうことを聞いたわけではないのですけれども、以前、30人体制の職員は、きっちり体制を整えているというふうな御回答でしたので、30人であろうと、17人であろうと、その体制を確保しないと非常に患者さんにとってもいけないという、そういう御回答であれば、別に30人体制というものに私は固執するつもりはなかったのですけれども、そのあたりが少しでも削減可能であれば、大体20人弱を念頭に置きながら、そういう職員体制もありなのかなというふうに思っただけですので、今の御回答をいただきましたので、それは難しいということで理解はいたしました。

ただ、もう1個、話は変わりますけれども、26年度は、私、収入が若干ふえていらっしやいますよね。介護報酬の改定にあわせて若干の私は減少部分の影響があったのかなと思っただけなのですけれども、このあたりの影響はなかったのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

介護報酬が改正になったのは、この27年の4月からでございますので、26年度は医科のほうはたしかあったと思いますが、介護のほうは27年の4月からでございますので、その影響としては、大体施設で3%ぐらいマイナスになっておりますので、大体の予想ですが、月五、六十万のマイナスになるのではないかと思います。

8月末の数字を見ますと、療養益の介護報酬部分だけの金額では170万円ぐらいの累計、マイナスになっておりますけれども、7月、8月がやっぱり月60万円ぐらいの前年度よりマイナスになっておりますので、今後そういうふうに推移していくのではないかと考えております。

一応入所につきましては、まず昨年度と同じ体制で同じことをしても、やっぱり五、六十万円は減っていくというのが状況でございます。

○磯部委員

その減収は、五、六十万円というのは、月ですよ。

○高山介護老人保健施設事務長

はい。おっしゃるとおりです。

○磯部委員

担当の職場の方は、非常に御努力されているというのは重々わかっておりますし、通所も一生懸命頑張っているというのは私もよく理解をしておりますけれども、今後、来年度の決算に向けて、非常にまたこのあたり厳しいということの今御説明を受けました。厳しい中にも経営努力を今後ともしていただきますようお願いを申し上げて、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○畠堀委員

それでは、地域医療介護総合確保基金についてお伺いします。

国は、平成26年から消費税の増税分を活用した財政支援制度として、医療分野へ約904億円、平成27年度からは、介護分野にも724億円が予算化されております。

この基金についてどのように評価しておられるのか、この活用についてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○田村病院局管理部長

基金の話でございますけれども、どのように評価をしているかということにつきましては、これは昨年でしたか、医療介護総合確保推進法が法律改正されまして、その中でその基金が創設をされたという経緯がございます。国のほうで。

今、委員さんが言われたような金額で、山口県は、たしか医療については、

9億1,000万円でしたか、そういうものが26年度、たしか基金として積まれたと思います。

それにつきまして、国の考えを申し上げますと、やはり病床機能の分化であったり連携であったり、あるいは在宅医療だとか、介護の推進だとか、そういったものにそういう基金を使いましょうという話になっておると思います。

それと一方では、それを使ってどういう形で使うかというのは、これは山口県が県の計画をつくるわけですがけれども、医療におきましては、病院協会であったり、看護協会であったり、あるいは医師会であったり、県の。そうしたところからお話を聞いて吸い上げて、その計画をつくっております。

そうした中で、それをどう活用していくかということになるかと思えますけれども、病院としては、そういうもので使えるものがあれば、当然使っていきたいとは考えておりますけれども。

○畠堀委員

今、御説明をいただきましたけれども、そうすると、今の段階では、光市立病院としては、この活用についての特に考え方、予定なりというのは、特にないということでしょうか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

光総合病院のほうでございますが、平成25年度、以前までもあった補助金でございますけど、医療提供体制の推進事業費補助金ということで、新人看護師の研修の経費、これ研修に要する器具とかの購入費や消耗品、それと講師となる職員の人件費相当分でございますが、それについて補助金を申請しておりました。

これが平成26年度に医療介護総合推進法に基づく補助金が制定されましたので、山口県のほうで、山口県看護職員確保対策事業費ということで変更されて、継続して26年度申請をしております。

○畠堀委員

これまでも実績があったということなのですからけれども、今後の活用として県が計画を立てることもできますし、市町で計画を立てるということもできるやに聞いております。せつかく国として予算化しておりますので、積極的な活用についても御検討をいただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○田村病院局管理部長

若干1点、今、市町の計画と言われましたけれども、これは介護の関係になります。介護の724億円、全国的に。それは市町の介護保険事業計画、これが一つの計画ということになって、あくまでも医療は、これは市町が所管ではなくて山口県になります。ですから、今の市町村計画というのは、介護分野における市町村計画という意味合いになろうかと思えます。

○畠堀委員

制度について了解しました。いずれにしましても、県のほうで9億円という予算がありますので、そういったものの活用についても、ぜひ積極的な御検討のお願いをしておきたいと思えます。

○土橋委員

さっき西村課長がちょっと言われたことに対して、気になったので、患者数の減少の理由の中で、市内にええ病院ができたから患者が減ったのだというようなそういう言い方だったと思うけれども、そういう分析の仕方というのは、病院の今後にかなり影響すると思うので、本当にそうなのかどうなのかというのは、やっぱり分析する必要があると。

その一つとして、例えば大和病院なんかでも患者が減っていく傾向にあると。それはなぜかという、一つは休診というようなそういうような問題が出てくるのですよね。そうすると、こうたびたびじゃやれんなというので患者が減ると。つまり自分のところの責任で患者が減っているのに、よそにいかにも責任があるかのような、そういう分析の仕方はまずいというふうに思えますので。

それで、お聞きするのですがね。休診になった科というのは、大和なんかは、どのぐらいあるのだろうか。また光にはどのぐらいあるのだろうか。何日ぐらいあるのだろうか。これをちょっと聞いてみたいのですよ。（「休憩」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

日数までは、現在把握はしておりませんが、全ての診療科につきまして、休診は月に何回かありますし、年間通しても何回かはあると思えますけれども。

○土橋委員

いや、だからそういうものが、患者の減る要因になっているのですよ。だか

らさっきも言ったように、少なくとも今の体制は、ちゃんとしてちょうだいよというのがそこにあるのですよ。

慢性期だから先生が来ないというので、あなた方は、民間診療所なんていうのは、頭がないかもしれないけど、じゃあうちのほうでこういうような宣伝ぐらいはできるからみたいなのも頭がないでしょう。そのところが、私は言いたいのですよ。

だから、もう一遍言いますけれども、今後も最低限度、今の体制だけは、これを下回ることがないようにお願いをしておきます。

3. 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算（第3号）
（福祉保健部所管分）

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第59号 平成27年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

さっきも育休でということでしたけれども、育休の場合、今、育休をとっておられる人がどのぐらいの人かは知りませんが、この育休は、変な言い方ですが、同等のレベルの人が入るわけですか。

というのは、私は何が言いたいかというと、もちろん育休ですから、当然のようにそれは権利ですから、しかしながら実際に片一方で入っていくほうは、育休をとった人と同じようなレベルではないと思うのですね。

そうすると、1対1のトレードじゃちょっと分が悪いのではないかと。それは「あいぱーく」としては、1対1で当たり前なのだというような感覚でそういうことをやられるのか。いや、そうは言っても、1対1じゃちょっとせんないから、ものにもよるが2対1だとか、1.5対とかっていうのがあると思うけれども、その辺どういうふうにお考えなのか。これは、ただ単に「あいぱーく」だけの問題やないのですよ。全部の問題なのです。

今度、女性活躍推進法なんていうのが出てくると、もっと女性の数がふえる。そうすると、もっと育休をとる人がふえるだろうというのは物の道理である。そういうふうなことも考えてひとつ見解をお聞きしたいと。

○中邑高齢者支援課長

今回の育休の取得の件につきましては、対象職員が技術職でございます。代替の臨時職員についても、そういった資格を有する職員の中から選任をして、配属、雇用してしようとするものでございます。

○土橋委員

だから、どう言うわけ。

○中邑高齢者支援課長

職員と同等の知識を、職務に対しての知識を有している中から臨時職員を雇用して、なるべく職員と差がないように、つかないよという形で、配属を考えているところでございます。

○委員長

土橋委員、どうぞ。

○土橋委員

どうぞと言うのだから聞くのじゃけれども、今、私が言うのも、一般論も含めての話ですよ。

○小田福祉保健部次長

今回の職員の体制については、臨時職員のほうも専門職等々を配置しておりますが、「あいぱ一く」の専門職における一般論で申し上げますと、全体的な職員の必要数に応じて、やはり正規職員1名に、丸々1名のときもあれば、若干1足す1が2になると多過ぎる場合等々もございますので、その辺は、臨時さん、パートさん等々の資格の状況等もあわせて整理をさせていただいて、その中で業務に影響のないように努めておるところでございます。

○土橋委員

今後もそういうことちゅうのは、あり得るわけですから、幾らでも出てくると思うので、その辺は、あなたのところに言うたってしょうがない話なのじゃけれども、それは言うていくところに言うていかんにゃ、それはだめだちゅうのもわかっているけれども、少なくとも1対1というようなのが本当に正常かどうかというのは、考えてもらいたいということをお願いして質問を終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○土橋委員

民間診療所誘致の進捗状況についてお聞きをいたします。

○柏木健康増進課長

民間診療所誘致の進捗状況についてでございますが、6月1日から9月末の期限で公募を行っております。

現在のところ、医師や医療法人から直接の反応はございませんが、金融機関や医療系コンサルタントにおいて、ドクタールートから医師へのアプローチを行っているとの情報を得ているところであります。

○土橋委員

条例はつくったけれども、ああは言っても医者はおらんので、どうもすみませんでしたじゃすまんような話になると思うので、12月議会を楽しみにしておりますので、また12月にはきっちりといい返事がもらえるように期待をしております。

○畠堀委員

2点ほど質問させていただきます。

まず1点が、「ねんりんピック」ですけれども、10月17・18ということで開催日がいよいよ近づいてきております。

最終的に光に訪れる選手や関係者は、何人ぐらいの規模になっているのか。また光として、どのような受け入れ体制で対応するのかというふうなことについて、お伺いしたいというふうに思います。

また、「ねんりんピック」参加者をお迎えして、光市として2日間にわたって、どのような行事を催そうと考えているのか、この点についてもお尋ねしたいというふうに思います。

○中邑高齢者支援課長

まず、参加者数のお尋ねでございますが、選手・監督の参加者申込者数は、53チーム、427人でございます。

受け入れ体制でございますが、まず宿泊でございますけれども、参加者のう

ち、368人の方から、宿泊の申し込みがあり、うち市内の宿泊施設に302人、そのほか岩国市に66人の方が宿泊されることとなっております。

なお、宿泊施設から競技会場である総合体育館までは、送迎バス等を使用し、送迎をすることとしているところでございます。

それから、迎えるに当たってのいろいろなイベント行事でございますけれども、ダンススポーツ競技以外に、全国から来られる方をおもてなしの気持ちをあらわすお迎えといたしましては、地元の食材を使ったふるまい鍋や、ひかり焼きそば、各種ソフトドリンクの飲み物の提供、土産品などの販売コーナーの設置のほか、ひかり太鼓、新体操の披露、また小学生生徒が作製する全参加チーム別の応援旗を掲示し、お迎えすることとしております。

そのほかに健康づくりに関するものとしては、骨密度測定、健康メニューの試食、あるいは簡易な体力測定などを行い、健康づくりの普及啓発を図ることとしております。

大会当日におきましては、ぜひ委員の皆さんも御来場の上、ダンススポーツ競技のほか、各種イベントについても十分に御堪能していただきますよう、よろしく願いをいたします。

○畠堀委員

2日間にわたって大変な大きな行事で、ある意味では、光市のセールスの絶好の機会ではないかと思えます。

今、伺いましたけれども、非常に幅広いもてなしの行事ということで御準備されているようですので、ぜひ成功に向けて取り組みを万端進めていただけたらと思えますので、よろしく願います。

また危機管理についても、当然お考えだと思えますけれども、遺漏のないような対応をお願いしておきたいと思えます。まず1点目は、これで終了します。

2点目についてなんですけれども、今年度、介護ボランティア事業ということで取り組みを進めていただいておりますけれども、現在の取り組みの進捗状況について、お伺いしたいと思えます。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼地域包括ケア調査室長

まず制度の主な内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

事業主体は光市、運営主体を光市社会福祉協議会とし、事業の名称をひかりふれ愛ポイント事業、またボランティアを行う人をふれ愛サポーターとしております。

また、サポーターの対象者でございますが、市内在住の二十歳以上の個人とし、獲得したポイントは、年間5,000円を上限に換金できることといたしました。

なお、ポイントにつきましては、活動した1時間につき、1ポイント、1日2ポイントを上限としております。

活動の場所は、介護保険施設等60施設のうち、ボランティアを受け入れ希望する施設としております。

事業の開始は、10月1日を予定しておりますが、9月14日現在の登録状況について御説明いたします。

登録施設の数は、60施設のうち42施設、またボランティアの登録者数は54名という状況でございます。

○畠堀委員

御説明をいただきましてありがとうございます。着実に準備いただいているようですけれども、今登録の施設、60分の42ということ、そしてボランティア登録が54名ということでしたけれども、このあたり運営上、どのあたりまでを目標に増やしていきたいとか、今後の取り組みでどのあたりをターゲットに拡大していきたいのだとか、そういう思いがありましたら御紹介をいただけたらと思っております。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼地域包括ケア調査室長

まず施設についてであります。先ほど申し上げました42施設のうち、今までボランティアを受け入れていない新規の施設が6施設ございます。

しかしながら、現在受け入れているにもかかわらず、登録の申請が出ていないという施設が5施設ありますので、引き続き、協議をしてまいりたいと思っております。

それから、ボランティアの数についてでございますが、当面、平成27年度の目標数を80名としております。今の感触では、ほぼ達成できるのではないかと感触を得ているところでございます。

○畠堀委員

ボランティアの方の登録も割と目標どおりに進んでいるということで、やはり光市としてのボランティアに対する意識が高いのだなというのを改めて思ったところでございますが、やはり最初のスタートが大事だと思いますし、特にそのコーディネートをする社協の皆さん、現場で頑張っていただいておりますけれども、そのあたりのしっかり連携をとっていただきたいなと思っております。

1点ほど確認したいのですけれども、先ほどの御説明の中では、ポイントについては、5,000円までの換金ということだったのでございますけれども、ポイントの変更は換金のみということでスタートするというところでよろしいのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼地域包括ケア調査室長
換金のみということでございます。

○畠堀委員

これは、今後の取り組み課題になると思いますけれども、換金だけではなく、やはりさらにそれをボランティアとしてというふうな、いい循環もできるのではないかと考えますので、今後運営していく中での取り組み課題として御提起させていただきたいと思います。

これについては、割と速やかな対応という形で進んでおるとと思いますので、引き続きの精度の高い構築、運営に向けての御努力をお願いしておきたいと思えます。

○森戸委員

何点か、お尋ねをいたします。

総合計画の行動計画の中で、今年度、ユニバーサルデザインの調査、市内の実態調査を行うというふうになっているのですが、どのように進んでいるのか、お知らせください。

○杉本福祉総務課長

ユニバーサルデザインについては、今年度から2年度にわたる計画で実施する予定としております、ひかりおでかけマップの作成の事前調査として実施するものです。

市内施設等を対象に多目的トイレの設置、スロープの設置等における段差の解消、障害者等専用駐車場の設置、自動ドアの設置の状況等を主な視点として、小学生と障害のある人、支援者とともに整備状況を確認しようとするものであります。

○森戸委員

いやいや、それはわかるのですが、今年度は、今どのぐらい進んでいるのですか。

それにつけ加えて、大体どのぐらいの対象箇所数があつて、その辺、ざっとわかるのではないのですか。調べようとしているのですから。

○杉本福祉総務課長

対象箇所数については、今からの市内の施設等の調査に基づいて確認をして

いく次第とっております。

○森戸委員

だから、その調査をどのようにされるのですか。ある程度、例えば各所管から出さずとか、その調査をする前の段階でやりようというものがあると思うのですが、その辺のところを聞いているのですが。

○杉本福祉総務課長

行動計画の中でのものにつきましては、障害福祉としての視点で、市内の施設等を確認するもので、委員御指摘の件につきましては、全体、全庁的な構造等の調査ですので、持ち帰り確認させていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○杉本福祉総務課長

障害福祉の取り組みのモデルケースとして、このような事業を踏まえて、事前調査として確認をしている次第です。

○森戸委員

モデルケースというのは何ですか。何のモデルケースなのですか。

○杉本福祉総務課長

ユニバーサルデザイン、もしくはバリアフリーの施設等を、障害福祉の事業として施設の中確認して、おでかけマップ作成事業に結びつけるものであります。

(「答えになっていない」と呼ぶ者あり)

○森戸委員

ちょっとわかりにくいのですが、おでかけマップを作るのですから、それに生かして、そのためのモデルケースということだろうと思うのですが、実際には、大体その調査をする前に、市内にどのくらいあるとか、その想定はつきますよね。その抽出はどうやってやるのか。その全員に号令かけて、あの地域にどれだけあるのか探してこいとかそういう方法じゃないと思いますので、ある程度目星はあるのではないかと思うのですが、その対象箇所がどのくらいあって、その辺がまずあって、それをどういうふうにもこの1年2年かけて進めていこうとされているのかというのを教えていただけたらと思うのですが。

○杉本福祉総務課長

委員御指摘のとおりなのですが、まずこの目的が市内の施設等の中を、その状況と全部でなくて、部分的に障害者と支援者の方と見て、それが市民の皆さんに使いやすいかどうか、利用される方の目線の基準にあっているかどうかをまず最初に確認していく、一部の施設を見ながら、確認することから始めるということで、全体を全部把握してその確認というものではありません。

○森戸委員

わかりました。一つは、その障害をお持ちの方と一緒に探すということが、まずわかりました。一部分の施設というのは、例えばどこなのですか。

○杉本福祉総務課長

御協力をいただいている施設等を訪問できることを確認している、事前にアポイントをとって伺える施設等です。

○森戸委員

わかりました。そういう施設がまずあって、今アポをとろうとしていらっしゃるということまではわかりましたので、28年度までに完成を目指すのですね。

私、これユニバーサルデザインについては、今までに何度も実は質問をしてきました。2回ぐらいはやっていると思うのですが、何というか、私としたらすぐにでも解消していただきたいと思えますから、そういう施設はまず抽出をするというのは、もっとスピードを持ってやってもいいと思うのですが、いかがですかね。

○杉本福祉総務課長

いろいろなその構造上の本来の基準というのが、バリアフリー新法とか、その山口県の福祉のまちづくり条例に基づくものなので、この障害福祉の事業の中で把握するものは、その構造的な部分の確認であり、いろいろな市内の施設等を全庁的な各課を交えて確認していかなければならないと考えますので、委員御指摘の部分について、障害福祉の事業は取り組みの一部となります。

○小田福祉保健部次長

今お尋ねの施設のバリアフリーの状況をどういうふうに把握するべきか、ということではありますが、当然、委員も御承知のとおり、これまでもバリアフリー関係、ユニバーサルデザインの調査事業等もやってきております。

そういう状況の中で、並行して事業を進めていく必要があるということで、今回、特に趣旨的には、障害者の方のふれあい——障害者と子供たち、地域とのふれあいを促進しながら事業を推進していく。いわゆる「ふれあい促進事業」と「おでかけマップ」の事業を行おうとするものか、計画上ではこういう表現になっておるところでございます。

したがって、今、先行的にふれあい促進、あるいはおでかけマップというのを障害者の方と一緒に作る作業に着手をしております、それと最終的にでき上がるマップの作成に向けては、仰せの点も含めて並行的に調査が必要であろうかというふうに考えております。

その実施状況については、もう既に7月に一定のマップの作成に関する事業を、小学生の子供たちと一緒に実施している状況でございます。

○森戸委員

はい、了解いたしました。よろしく願いいたします。

以前、武雄市に行ったときにびっくりしたのですが、武雄市なんかは、ユニバーサルデザイン課というものを設けて、市内全体のそのユニバーサルデザインにしようということで、一つの推進課をつくって、高齢化を迎えるから、これは早急にやるのですよというふうに当時の市長が言っていらっしゃいましたので、高齢化は38%を超えてきている段階ですから、ぜひスピードを速めていただきたいなと思います。

次にいきます。これも総合計画の中にあるのですが、運動習慣づくりというものを掲げております。運動習慣の必要性というのは、誰にでもわかるものがありますので、実際にはどのような運動をして、どの程度行った健康になれるとか、そういった指標のようなものがあるのか。もしくはそういうのを作っていくのか。その辺のところはいかがでしょうか。

○柏木健康増進課長

どのような運動をどの程度行ったら健康になれるのかといった指標のものがあるか、または考えているかという御質問ですが、個々の運動については、年齢、性別、体力、生活習慣病の有無等により、千差万別でありまして、具体的に示すのは困難であります。そういうことから、提示等はしておりません。

ただし、市民の皆様にも、よりわかりやすくお示しをすることは重要と考えておりますことから、例えば本市における、ひかり環境・健康ウォーキングマップでは、9地区の各コースに、初めてコース、頑張るコース、ベテランコースという3つの体力に応じて選べるウォーキングコースをお示しするなど、指標にかわる形でPRし、推進しております。

○森戸委員

何でこんなことを聞くかという、健康づくりの推進に関する市民の満足度というものがありますよね。策定時は39.2%だったのですが、26年度では34.4%と下がっているわけですよね。28年度までに50%を目標に掲げようというふうにしていらっしゃると思いますので、市民としたらどういうふうに健康づくりをしたらいいいのか分からないのではないかと私は思ったのです。なので、こういう質問をいたしました。

マップも見たことがありますけれども、やっぱりその部分ではなくて、もっとこうやったら健康になれるとか、その辺のところまで踏み込んだ健康づくりをお示しすることが必要なんじゃないかなと思います。

具体的に言うと、群馬県の中之条町というところがあります。この中之条町は、中之条の奇跡というふうな、呼ばれるような調査をしています。どういう調査かという、実際に5,000人を対象に、どうやったら健康になるのかというのを、ウォーキングでどういうふうにやったら健康になるのかという調査をして、後追い調査も含めてやっています。

具体的な中身は、ホームページ等で参照していただいたらわかるのですが、例えば、1日2,000歩を歩くとどのぐらいのものが緩和されるとか。1日1万2,000歩程度を歩くと認知症が防げるとか、実際にそういう効果を実際に検証していますので、ぜひそういった研究も参考にさせていただきたいなと思います。

やっぱり健康をつくっていくということが、この高齢化の時代の中で医療費を削減していくことにつながると思いますので、ぜひこの健康の取り組みは、今後大変重要度が高いと思いますので、私は以前にも、介護ポイントの話がありましたが、その介護ポイントの前には、健康ポイントというふうなポイントも議会で2度ほど質問しています。これは宇部市がやっていますけど、受診率が低いということで、その受診率を高めようということで、仕組みは介護ポイントと全く同じです。

何とかここの医療費をどういうふうに抑えていくか。山口県自体は医療費が全国でも2番目に高いというふうに言われていますので、なぜ高いかという、病院のベッド数が多いからというふうに言われていますので、やっぱりそこに入るまでの健康づくりが一番重要だと思いますので、ぜひこういったところから健康づくりは始まっていくと思いますので、そういう指標のようなものをぜひつくっていただけたらなと思います。

その次が、障害者の実態調査訪問事業についてなんですけど、今年度、訪問事業を掲げていらっしゃると思いますが、その中身と進捗の状況についてお尋ねをいたします。どういうふうになっているのか、お願いいたします。

○杉本福祉総務課長

障害者実態調査訪問事業は、障害福祉サービスの利用のない重度障害者の自宅を訪問し、生活の様子等を把握するとともに、さまざまなサービスの情報提供を行い、支援に結びつけていきます。

サービスに結びつかない場合は、継続的な相談支援を行っていくネットワークの強化を目的とした取り組みとしています。

今年度は、実態把握調査訪問事業マニュアルの作成や、調査の対象者を設定、抽出を予定しているところです。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、災害時用の識別ベストの配付ということで、これは一般質問等でもあったかもしれないのですが、聞き忘れていましたので、もう既にこれは配付をしていらっしゃるのですかね。その辺のところはどうなのですか。

○杉本福祉総務課長

災害時識別用ベストの配付は、コミュニケーションや移動が難しい重度の視覚障害者及び聴覚障害者に識別用ベストを提供するとともに、支援者にも配付し、災害時の支援体制の充実を図っていくことを目的とした取り組みです。

配付状況につきましては、9月現在で、視覚および聴覚障害者、支援者の方、61人に配付しております。

○森戸委員

この数自体は、どうなのですか。何かこう上限というものがあるのか。もうこれで行き渡ったのか、その辺のところの考えはどうなのですか。

○杉本福祉総務課長

対象者は、おおむね100名程度ですので、100名程度を用意しております。

○森戸委員

それまで予定して、今後またそういうふうにお知らせをして持ってもらうということでもいいのですかね。

○杉本福祉総務課長

そのとおりです。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、乳幼児医療費の制度ですね。今年度の拡充分について、どのような状況なのか、きちんと利用されているといたしますか、よく周知がいつているのか、その辺の確認を。

○杉岡子ども家庭課長

小学校1年生から3年生までの医療費助成の対象範囲を、入院のみであったものを、通院、歯科、調剤まで対象とします拡充を8月の医療分から助成することとしました。

まず、申請状況を申し上げますと、小学校1年生～3年生までの市の全体児童数1,337人に対しまして、申請をされた児童数は1,039人となっております。

このうち、所得超過の253人、それと他制度、これは重度心身障害者医療とひとり親医療でございますが、そちらを優先される方が42名いらっしゃいますので、その合計295人を除きました744名の方に受給証を交付させていただいております。

利用状況ということで今お尋ねがございましたが、委員さんも御存じと思いますが、8月分の診療分ということになりますと、市への請求が約2カ月程度は当然遅れてきますので、利用状況につきましては、もうしばらく時間が必要になろうかと思っております。

○森戸委員

了解いたしました。次にいきます。

それと、光市子育てサポーターということで、市民サポーターを今年度から募集をするということだったのですが、その辺の募集状況はいかがですか。

○杉岡子ども家庭課長

光市子育てサポーターにつきましては、平成27年度より市民の皆様の募集を開始するということでございまして、実効性のあるサポーターとなつていただくために、児童虐待や子育て家庭の現状を知っていただくため、また子育てに関する専門性を高めるために、研修を受講していただくということにしておりますが、現在までのところ、子育てサポーターになられた方は191名ということになっております。

その内訳でございますが、民生委員、児童民生委員、主任指導員さんが122名、それと市内保育士、公立、私立全てでございまして、57名、加えて公募による

市民の方につきましては、12名となっているところでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。了解いたしました。

基本的に新年度の部分を今チェックしておるところでございますので、最後、被保護者向けの就労専門支援員をこの4月から配置をされたと思いますが、その相談状況と成果とといいますか、その辺がわかれば教えてください。

○杉本福祉総務課長

被保護者就労支援事業についてですが、この事業は、被保護者の就労の支援に当たり、保護係内に必要な助言や指導を的確に行える専門的な人材を配置し、保護からの自立に向けた支援を行っていくことを目的としております。

相談状況と成果についてですが、7月末時点で、就労支援対象者39人のうち、就労支援員及びケースワーカーが本人の意思・同意を確認し、就労意欲の高く、早期に適切な就労支援を行っている人は35人です。35人のうち、就労支援員の指導のもと、7月末で雇用された人は6名です。

○森戸委員

わかりました。自立に向けて一歩ずつ成果は出ているのかなと思いましたが、引き続き支援をお願いしたいと思います。

○磯部委員

確認させてください。

先ほど私が聞き漏らしたのかもしれないのですが、介護ボランティアポイント制度のボランティアの方が54名とおっしゃいました。二十歳から受け付けるということでしたけれども、その年齢層というのは、どれぐらいの方が登録されているのか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼地域包括ケア調査室長

年齢層でございます。最年少の方が40歳、それから最高齢の方が81歳、年代別で申し上げますと、40代が5人、50代5人、60代24人、70代が18人、80代が2人という状況でございます。

○磯部委員

積極的に若い方もここに登録されているということで、今後のために非常にいい環境ができるのではないかなと期待しております。

もう1点、その中で、今まで施設として60施設の中で42とおっしゃいましたが、けれども、今までもボランティアを受け入れていらっしゃるけれども、今回手を挙げていただいていない5社というのは、どういう課題があたりだと思われ
ますか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼地域包括ケア調査室長

事務的に、毎月1回、活動状況を報告していただくような仕組みにしておりますので、そのあたりの事務的な煩雑と活動された方が手帳を持ってこられますので、それにスタンプを押したりとか、そういった事務作業がネックになっているのかもしれないというふうには感じておりますが、引き続き協議をしてまいりたいと思います。

○磯部委員

そういうことであれば、丁寧に御説明をして協力体制をなされば、受け入れてくださるようなところにはなるのかなと思いました。今後に期待をしておきたいと思います。

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算（第3号）（環境部所管分）

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

1点、御質問させていただきます。

光市では、本市の事務事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制の措置を講じること、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、第2期の光市エコオフィスパランというものを策定して、23年からの5年間計画で取り組んでおられます。

その取り組みや方針の中には、電気の使用料削減、燃料の使用料削減、水道の使用量削減、廃棄物の発生削減、環境に配慮した用品の購入と使用というものを掲げて、市役所の本庁をはじめ、出張所ということで、あらゆる関係部署で取り組みが進められております。

このエコプランの総括につきましては、また、終わった段階で伺いたいとは考えておりますけども、その基本方針に掲げられております環境に配慮した用品の購入、使用や廃棄物の発生削減等につきまして、特に、私の印象的には用紙の使用量削減というのが必要なのではないかなという思いもあります。

最近では、民間企業のオフィス等では、印刷する上での削減というのはもう終わっておりまして、IT化によりましてペーパーレスというのを全面に出した取り組みが進められております。

環境施策に取り組む部門として、こういったIT、パソコンやタブレットなどを活用した取り組みについて、今後、何か活用の幅があるのか、どんな取り組みができるのか。その辺について、何かお考えがあればお伺いします。

○山根環境政策課長

職員が事務を進めていく上におけるペーパーレスにつきましては、まず、職員からの提案事業を具現化いたしましたエコプラス事業により、職員が自主的に取り組む項目の1つとして、今、掲げておるところでございます。

その実施状況につきましては、平成24年4月から平成27年6月までの間、調査を行っております。この調査はあくまでも職員自身が判断をし、実施したか、しなかったかということをご報告するものでございまして、直近1年間の結果といたしましては、約8割の職員から実施したという報告を受けているところでございます。

また、ペーパーレスを実施する方法といたしましては、エコオフィスプランにも掲げておりますように、印刷ミスの削減や両面印刷、または縮小印刷、メールの利用、また、課内の共有フォルダにより情報を職員同士が共有をするというような方法により進めているところでございます。

また、タブレット等の活用については、今のところ、活用をしていないところでございますが、今後、所管する事務全体について、活用方法やそれに伴う事務の効率性などを研究してまいりたいと考えているところでございます。

○畠堀委員

今から検討していくということでしたので、当然、日常のいろんな業務においても、こういったものを使用することによりまして、市民の皆さんへのサービス、ある意味では、いろんな説明においても、その場、タイムリーにいろんなことができるのではないかというふうに思いますので、省エネという意味だけではなくて、市民サービスの向上といった観点からも、ぜひ、今後の検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

本日は、せつかくの委員会で、所管である環境部の考えというのを伺ったわけですが、せつかく副市長、出席いただいておりますので、全庁にまたがるテーマでもございますので、このペーパーレス化というものとあわせて、市民サービスの向上といった観点からの、そういったIT、タブレット等を活用した取り組みについて、何か御見解があったらお伺いしたいというふうに思いますが。

○森重副市長

ただいまエコオフィスプランにかかわって、庁内全体でペーパーレス化、それをやるに当たってのタブレット化、IT化というような御趣旨の御質問がありました。

委員御案内のとおり、我々の行政サービスの中には効率的なものと、やはり紙を使って御説明をしなければならないもの、また、そのチェックをしなければならないものというような多様な業務がありますことから、IT化ができるものについては積極的なIT化の導入というのは必要だというふうに思いますけれども、全てが全てIT化で済むような話では、私はないと思っておりますので、やはり、そのあたりも踏まえながら適切な行政サービスが進めて、かつその中で、いわゆる地球温暖化対策が講じられるようなことについて、検討していかなければならないのではないかと考えております。

○畠堀委員

ありがとうございました。見解ということで伺いました。

いずれにしても、全てがIT化というわけにはいかないということも理解しましたし、ただ、その中には検討する余地もあるということでございましたので、今後の検討をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算（第3号）（建設部所管分）

説 明：田村道路河川課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

今の増額補正の部分、なぜ増額をして補正をするのか、工事をする部分、もう少し詳しく教えていただけます。

○田村道路河川課長

当初の予定は、全ての工事をJR西日本へ委託する予定としておりましたが、JR西日本との協議により、鉄道敷へ直接影響のない箇所については、市の施工になりましたので、委託料から工事請負費への組換えを行い増額になったものがございます。

○森戸委員

この1,760万円は、どういう工事になるのですか。

○田村道路河川課長

工事内容としましては主に、橋面より上になります。舗装工、橋面防水工、それから、伸縮継手、橋と橋の間の継手の取りかえなどの工事になります。

○森戸委員

はい、わかりました。

○木村（則）委員

私も跨線橋の件について、ちょっとお尋ねしてみたいのですが。

光市がそれを委託する、その仕事の範囲、明らかな理由。僕が勘違いしているかもしれませんが、JRに仕事を委託する予定だったのですよね。その辺をもう一度整理をさせてもらえるといいのですが。

○田村道路河川課長

事業の大部分はJR西日本に委託となります。鉄道敷に直接影響する部分に

つきましては、ＪＲ西日本で施工し、直接影響ないところについては、近接工事として、市で工事発注となっております。

○木村（則）委員

理由がわかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（２）その他（所管事務調査）

報告：光市長期未着手都市計画道路の見直し方針（案）中間報告

説 明：玉木都市政策課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

この中の８番のルート変更がありますよね、花園大平線。これは具体的にはどうということですか。上から、中村町のところを通過して、これ、下りるのですよね。中村町のところを通過して、この青い線の右側の線は、今、作っている昔のコンピューターカレッジのところから小学校の横までの、今、道ですよね。中村町から下りる分が真っ直ぐの道です。中村町じゃなくて、上ですよ。コンピューターカレッジの中。

○玉木都市政策課長

船戸三太線からソフトパークに上がっていく光丘１号路線があると思いますが、その路線から、浅江小学校を通りまして虹ヶ丘森ヶ埤線に抜けているルートと見ていただければ結構ですが。

○加賀美委員

だから、右側にある分が、今、光ヶ丘の横の道だと。この真っ直ぐの道が、今、建設中の潮音寺山の横を流れている、あの道じゃないのですね。

じゃ、この道はどういうふうになるのかな。この道は変更するわけでしょう。どういうふうに変更するの。

○玉木都市政策課長

先ほど説明しました船戸三太線からソフトパークに上がる路線が、今の浅江小学校から都市計画道路虹ヶ丘、森ヶ峠線に行く道路の代替になりますことから、今の浅江小学校から都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線の区間を廃止することとしております。

都市計画道路としては、延長が短くなるような形になると思います。現在は、何も工事等はしておりませんので。

○加賀美委員

もう1点、この間言いました船戸三太線と、それから、虹ヶ丘花園線、そのつきあたりのところはどうか。この辺のルート変更はないのですか。

○玉木都市政策課長

都市計画道路としてのルート変更はございません。

○加賀美委員

わかりました。その辺は理解しました。

○森戸委員

14ページの島田駅前線がありますが、この6番の、地図でいう黄色い部分がありますよね。15ページの地図があります。この黄色い部分は、これは県道の部分が市道になるという意味ではないね。違うね。その辺の整理だけ。

○玉木都市政策課長

6番の部分については、黄色の直線部分そのまま県道でございます。

6番から、島田駅に行く部分については市道になります。

○森戸委員

それで存続というか、そこがよくわからないのが、計画自体を存続ですから、そこを広げるか何かの計画があつて、それをそのまま残しておくというような話ですか。

○玉木都市政策課長

都市計画道路の位置付けを存続、つまり残すということです。

○森戸委員

広げる計画があるのを残すということではないですか。

○玉木都市政策課長

この路線は、都市計画道路として定めているものを残しますよということでございます。

○森戸委員

それと、光高校のところがありますよね。4番。4番のルート変更があります。このルート変更をするということなのですが、例えば、16ページの今後の進め方の部分に照らし合わせると、ルート変更をする場合には、新しいルートを確認させて現地測量なり、何か、今からそういうものをしていくということになるのですか。

○玉木都市政策課長

そうじゃないのです。これも県道部分になりますけど、県のほうと協議をする必要もあろうし、また、市民の方にも言わなければならない。

それと、位置が変わりますので測量等を行いまして、都市計画の手続きに入るといってございます。

○森戸委員

わかりました。ルート変更をする場合は、新たなところを測量するのですよね。測量するのか。わかりました。

測量するからには、当然、関係者が新たに出てきます。その辺の承諾を得ることになってくるのですか。計画決定をするということは、今後、広げる可能性が出てくるわけですから、用地交渉なりを含めた、交渉まではいかないでしょうけれども、そういう部分の話が何かあるわけですか。

○玉木都市政策課長

測量の際、地域の皆さんにお知らせしますが、確定したものがまだないものですから、その後に説明、という流れになるかと思えます。

○森戸委員

路線を確定したあとに説明。その段階で測量するわけですから、測量だけは測量の了解を得るだけか。なるほど、そういうことか。

○岡田建設部長

委員さんがおっしゃられるこの路線につきましては、今後、都市計画の変更

の手続きまでをしていきたいと考えております。それを行うまでには、測量を行い、16ページのフローがあると思うのですが、説明会、広聴会を行いながら、計画の変更案を作成して、最終的には都市計画審議会に諮って決定をしていく。事業化を図るか、図らないかというのは、まだ決まっていらないということだけはお伝えしておきます。

○森戸委員

わかりました。そういうものなのだということがわかりました。

○土橋委員

都市計画道路を決定したら、何がどう変わるのですか。

○玉木都市政策課長

都市計画道路は、都市内の道路網の骨格をなすものでございます。それを決定して、そこをもとに全体のインフラ整備をしていくという形になるものでして、先ほども部長が言いましたが、指定されたからといってすぐに事業化というものでもございません。

○土橋委員

例えば、指定されたら。銭は、県道も国道も入っているのでしょうか。国道は、国の管轄やけ国にやらせやと。県道なら、県がちゃんと責任を持てば、それだけの話やろうがというような言い分もできると思うのですが、認定をされたら、光市は銭を出すわけ。

○玉木都市政策課長

都市計画道路自体が、道路の幅、位置を示すものでございまして、やはり、市が施工する部分については市がお金を出す、県が施工するものには県がお金を出すという形になるかと思えます。

○土橋委員

市道をつくるのに市が金出すというのはわかるのです。県道や国道は、市は一銭も出さないわけね。

○岡田建設部長

整備に当たりましては、先ほどの予算のときにも御説明をしているように、負担金等を求められます。これは、10%であったり、15%であったり、事業メ

ニューごとに10%、15%の負担金というものが発生をいたします。

○土橋委員

大和地域が全然ないというのは、都市計画税を払っていないからなのか、それとも、いじわるなのか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○玉木都市政策課長

大和地域、周南東都市計画区域になろうかと思いますが、この中には一路線もございません。大和時代から指定していないというのが事実でございます。

○土橋委員

指定してない。今から指定する予定はないのですか。

○玉木都市政策課長

現在のところございません。

○土橋委員

もういいです。

○木村（則）委員

そもそもこの計画の見直しというのは、これは光市単独で能動的に見直しを、今、進めようとしているのか、それは、もちろん全国的な流れではあろうかと思えますけども、何か一定の国のほうからのこういった取り組みをなさいとかっていうのはあったのですか。

○玉木都市政策課長

国のほうからは、18年度都市計画運用指針で示されております。18年に県の見直し基本方針が策定されております。その後、光市としましても前向きにやっていたらいけないということで、調査等を繰り返して、現在に至ったところでございます。

近隣市におきましても、現在、進めておるところがあるように聞いております。

○木村（則）委員

当然、これから測量もしつつ、さまざまな手続きを踏んでいくわけなので、ある一定の、それなりの時間がかかろうかと思えますけど、目標としては、ど

のあたりで計画が確定して、パブコメなり、広聴会を開いたりしてということを考えてらっしゃいますか。

○玉木都市政策課長

この方針を今年度作成したいと思っております、28年度以降に都市計画法に基づく手続きを進めてまいりたいと考えております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

この中間案ですからあれでしょうけども、一定のタイムスケジュール、行程表というの何か必要なのかなというふうに思います。

それと、私も都市計画道路に関しては、ちょっと認識不足だったのかもしれませんが、国道、県道、市道それぞれあって、例えば、県道であれば山口県の県道としてのバランスを考えて計画するものだというふうに思っていたのですが、これは、国道、県道、市道、全部光市という自治体の単位で見直すということによろしいのですか。

○玉木都市政策課長

この見直し方針の策定にあたっては、国、県と協議を重ねております。市が見直し方針を定めることとされていますが、協議しながら進めているという形でございます。

○木村（則）委員

じゃ、勝手に進めているということじゃなくて、当然、例えば、国道であれば勝手に決めて勝手にやるというわけにいかないでしょうから、ただ、光市においては、国道のこのあたりというのは、光市にとってはこうありがたいからということ、国、あるいは県道であれば県と調整しながら進めていくということなのですね。

じゃ、最後にもう1点だけ。ちょっと具体的に。今、国道188号線の室積から東、田布施方面に向かって六百何m、それと、清山のところがあります。これが、継続検証ということになっているわけですが、何か普段ここを通っていて問題を感じないのですけど、もともとの計画に対して、どういう是正を考えているということなのですか。

○玉木都市政策課長

今、御指摘の清山付近については、計画幅員が22mですが、現在、実際の幅

員は22mございません。計画どおり整備していないので、今後も継続して進めるという形をとっておるところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。じゃ、室積のほうも幅員が16mに足りていないということなのですね。どのくらい足りていないかわかんないけども、例えば、50センチ足りないために、とんでもない工事が発生するのもどうかと思います。それは今後、見守っていきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○森戸委員

15ページの島田駅の駅前線がありますよね。この県道ではあるけれども、都市計画道路の補助幹線道路ということは、要は整備を広げるなり、整備をする場合は、県道であれば県が整備しますよね。市の負担が出てくるという意味合いで都市計画道路としているということの理解とは違いますか。

○岡田建設部長

先ほど私申しましたが、県が事業を行うときに市の負担金が発生することがありますが、こうした負担金のことと都市計画決定とは、特段、関係はありません。

○森戸委員

だから、都市計画道路に決定している意味は何になるのですか。

○岡田建設部長

都市計画道路といいますのは、先ほど課長が申しましたように、都市の根幹をなす道路、必要不可欠な道路で、重要な路線でありますことから、都市計画決定をしてまでも整備をしていきたい。通常の道路とは、少しランクが上で必要性が高い道路です。表現が悪いかもわかりませんが、それを示しておるのが都市計画道路だという認識をしてください。

○森戸委員

わかりました。

○加賀美委員

最後に確認しておきたいのだけども、今、おっしゃったように、形で広域連

携軸の1つの道として必要なものということで認識して、新たに都市計画道路に申請する場合、どういう形でやっていくのか。

例えば、今、私がギャーギャー言っている光総合病院できて、ずっとそのところの、徳山光線が今度新しくできますよね。広がっていくところをずっと延ばして行って、そうして、熊毛インターのほうへ行くところ、大和のほうに行きますよね。橋を渡って大和に行く道は、やっぱり、これから広域道の1つの軸となる道として認定されるべき方向性が必要性じゃないかと思うのです。

もし、例えば病院ができるといや、やっぱりそこがいいし、自動車道にも行く道でもあるし、あるいは大和に行く、こっち側から行く瀬戸風線から、今度、新しくできたら、そのままスッと大和に行くという考え方でいけば、やっぱり、都市計画道路として1つ申請してやっていくような方向性が必要性じゃないかと思うわけです。

そういうことの考え方を、都市計画道路として認定していくには、どうふうに手順を追ってやるのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○加賀美委員

今、ちょっと休憩時間中に話を聞きまして、新たな都市計画道路の決定は相当むづかしい、そういう見解が出ましたので、一応、了解します。

○土橋委員

きのう、実は病院会計をやったのですが、そのときに病院のほうから、建設部のほうからピクロスのところを売ってくれないかというような、そういう話があったような答弁があったのですが、あそこは何に使われる気でそういうことを言われたのか。コンパクトシティとの関係で、ちょっとお聞きするのですが。

○玉木都市政策課長

複合型施設の整備計画等に隣接するピクロスの土地の売収はありません。

○土橋委員

ピクロスの隣に、今、大和病院の土地があって、大和病院の職員さんが車をとめているのです。そこを買いたいという意味合いのことを言われたと。私が尋ねたからそういうお話になったのですが、そういう事実があったということは間違いないので、何に使われると思うて、お話がされたのではなかろうかと。

○玉木都市政策課長

現在、大和総合病院の職員駐車場として利用されている部分を含めて、複合型施設等の整備を進めるということで、その辺の話が出たのかと思います。

○土橋委員

複合型施設は、元プールがあったところじゃないのですか。

○玉木都市政策課長

大和公民館・中央公園を含む町民プール跡地周辺域において複合型施設・公営住宅の整備に向けた配置等について検討しているところでございます。

○土橋委員

もう一遍聞くけども、大和公民館があるところに市営住宅が建って、そして、県営住宅の話がありましたから、県営住宅はピクロスの隣に建てるつもりなのだというような思いを持ったのですが、それは全く違うのですね。

○玉木都市政策課長

現時点で配置等は、協議検討中でございます。整備の考え方として、大和公民館等の利用を継続しながら複合型施設の整備を行い、大和公民館等の機能を複合型施設に移転後除却し、その後公営住宅を整備する計画としております。

○土橋委員

そうすると、ピクロスの隣は県営住宅の構想があるというふうに理解してもええですか。

○玉木都市政策課長

中央公園を含む町民プール跡地に複合型施設を整備する方向で考えております。

○土橋委員

それはわかりました。

ただ、そうは言っても、いらんことかもわからんが、あの駐車場を使っているのに、例えば、売ったとしても代替地がないのではないかというふうに思うたもので、それはどうされるのかなというふうに思ったから尋ねたのです。それはわかりました。

それと、もう1つは、伊藤公が今、東荷にありますけれども、あそこを建設した、それ以前からの話じゃあるのですが、一ノ瀬線の要望なんていうのは、もう随分古いのですが、極端に言って、なぜ実現できないのか。

それは、順番ですとか、どうのとかって言うよりは、それもあるかもしれませんが、まさに伊藤公ということになると、光市の観光資源の大きな1つだと思うのですが、大変言いにくいのですが、建設のほうはあまり消極的じゃないかと思うのですが、何ですっとほっているのか、何を利用にほかっているのか、みたいなを御存じだと思うのです。その辺をちょっとお聞きしたい。

○田村道路河川課長

御指摘のように、この路線は随分前から要望はしております。現在も山口県知事へ要望しておりますが、実施に至っていないのが現状でございます。

今後も引き続き要望はしてまいります。先ほど申されたように観光にもつながる趣旨で、県道東荷一ノ瀬線が、県道光上関線と、下松田布施線を結ぶアクセス道であり、その観光施設に近接し利用者も多いという趣旨で要望はしておりますが、なかなか県においては実施に至っていないというのが現状でございます。

○土橋委員

だから、要望はしていると思うのです。要望も、お願いしますというのは、我々もよく議会なんかでも、よろしくお願いしますというのと、絶対にというのと、響きとしては、交渉のやり方がちょっと弱いのではないかというふうに思いますけれども、その辺は、その要望というのは、具体的にはどういうことなのか。普通の書面なり、あるいは口頭なりで、その他の県道と変えようとしても変わらん、そういう形の中で要望されているのか。もっと強烈に要望してほしいと思いますが、いかがですか。

○岡田建設部長

県道東荷一ノ瀬線でございますけれども、これは県知事宛てに要望書の提出を行ってはおります。

ただ、市内4路線を同じように要望しておりますので、限られた予算の中で選択と集中ということから、現在、県道東荷一ノ瀬線は整備に至っていないというのが現状ではないかと考えております。

○土橋委員

そうだろうと思うのです。ただ、知事にどういう要望の仕方があるわけですか。例えば、所管の部長に要望するとか、あるいは、知事に要望するとか。部長ではつまらんというわけではないですけども、そういうような形のもので。

それと、もう1つは、県知事さんは、あそこを実際に知っているのだろうか、どうなのだろうかというのも、ちょっと私らはわかりませんので、県知事さんにお会いをすることもできませんので。部長なんか、あるいは副市長なんか、しょっちゅう会っているような話を聞きますので、ぜひその辺のあれを聞いてみたいと思うので。

○森重副市長

まず、要望の方法についてのお尋ねがありましたけれども、これについては、直接、市長が知事室にまいりまして、光市についての要望の中の1つとして、この東荷一ノ瀬線についてはお願いをしているところでございます。

それと次の、今の村岡知事があの道を通ったかというお話でございしますが、何度か村岡知事は光市にお越しになっておられますが、東荷一ノ瀬線を通られたどうかの確認までは取れておりません。

いずれにいたしましても、市といたしましては、まず、毎年、翌年度の予算要望につきましては、直接、市長が知事のところに出向いて行って、書面だけではなく言葉でお願いをしておるのが実情でもありますし、我々も、建設部長のほうにおいても、県の土木建築部長以下のところには逐一お願いに行っているという状況でございします。

○土橋委員

地元の話を聞きますと、県に対してそれぞれの地域の署名を持って嘆願をしたにもかかわらず、県会議員も何も言わないと。市会議員も見向きもしないというような形で、政治不信になっているといってもいいぐらいに、何でかまってくれないのかというのがありますので、その辺は、私はあなた方にお願いをする以外に何も手が無いわけでありますから、よろしくお願いをしときたいと思います。

それともう1つ、全然話違うのですが、市営住宅を建てるのに、特徴のある市営住宅っていうようなことを私は一般質問でもしたのですが、そういうことというのは可能なのでしょうか、どうなのでしょう。

○大富建築住宅課長

市営住宅につきましては、誰もが安心して安全に暮らせるような、また、地域に根ざしたコミュニティーを形成するような住宅を考えたいと思っております。

す。

その中で、ユニバーサルデザインはもとより、当然、多様な世代が居住して、いきいきとしたコミュニティーが形成できるような住宅をつくっていききたいと考えております。

○土橋委員

そうしたら、私の頭の中にあるようなことは、実現が可能だというふうに認識をいたしましたので、質問を終わります。

○加賀美委員

ちょっと1点だけ確認しておきたいのですが、このたび、鬼怒川などの堤防が決壊して、水没して大変なことになっているということを踏まえて、島田川もやっぱり堤防対策っていうのがなくてはならんのではなかろうかと思っているわけです。

そうした中で、樹木の撤去とか、土砂の撤去っていうのは、県は計画的にやってくれているのですが、河口のほうで、葦の除去が前々から問題になっていたと思うのです。やっぱり、葦が生えるということは、土砂がどんどんたまっていくということで、葦の除去については、市の職員が刈り取ったこともあると思うのですが、その辺の近況については、どういう見解であるか、お伺いしておきたいと思えます。

○田村道路河川課長

御要望いただくたびに、県にはお願いをしております。県によりますと、河口については、現状では、断面積上は問題ないという回答をいただいております。現在、上流において浚渫が計画されておりますので、順次、下流へ行くものと思っております。

○加賀美委員

だから、確かに上流のほうについては、非常に計画的にやってもらっているけども、やっぱり下流のほうで、どうしても葦が茂っていったら土砂がたまって行って、問題ないとは言いながら、高潮なんかがあった場合には、ゴンゴン上がっていくわけであって、その影響というのはかなり大きいわけです。

それから、川口の方々も、やっぱりその辺については、葦がどんどん茂ることに対して不安を感じてらっしゃるのですが、それは取らなくても問題がないというのではないかと思うのですが、県はどのような見解なのか。そのまましても大丈夫だからやらないということですか。

○田村道路河川課長

今、申されるのは、千歳橋下流のあたりだと思いますが、そちらにつきましては、現在、県によりますと、予定は無いとのことでございます。

島田川河口部につきましての浚渫については、山口県知事へ要望をしております。

○加賀美委員

浚渫するときには、あれは全部取らなければしょうがないのだから、砂と一緒に。それを待っておるちゅうことかもしれませんから、そこらあたりについては、災害が起こったあとに後悔してもどうしようもないので、進めていただくことを要望して終わりたいと思います。

○森戸委員

災害の関係で、島田川でどのぐらいの降雨を想定するのかわかりませんが、ハザードマップ等で越水というか、決壊するとか、そういう箇所が存在すると聞いたのですが、それはどのぐらいの箇所があるのか。

○橋本監理課長

洪水ハザードマップに記載されている、県のほうが示しておるものについては、今、破堤想定地点が20カ所あるというふうに示しております。

○森戸委員

あの災害を受けて、この20カ所については見てみたのでしょうか。

○橋本監理課長

見に行くに、至っておりません。

○森戸委員

私は、それは必要なことではないかと思うのです。県の河川とはいえ、市民生活に大きな影響を及ぼすかもしれないので、その辺は、最低確認をする、県に確認するなり、現地を見るなり、やり方はいろいろあると思うのですが、せめて、現場は確認するというのは必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○橋本監理課長

委員仰せのとおりと思います。

○森戸委員

ちなみに、今、その20カ所というのがわかります。わかれば20カ所言っていただけでもいいですか。

○橋本監理課長

一応、想定という形にはなりますが、木園1丁目のJRの線路のあるあたりの付近が2カ所、それから、宮ノ下の先のあたりが1カ所、木の下橋の下流の上側のあたりが1カ所、それから、三井2丁目の上側が1カ所、それから、今度、島田の水源地の三井橋の右岸、左岸側に1カ所ずつ、それから、上島田2丁目の左岸側に1カ所、向かい側の三井6丁目の三島橋の下流側に2カ所、それから、島田の上島田4丁目の左岸側、それから、向かい側の山代のちょっと下流側の1カ所、それから、今度登りまして、立野橋の下流の水上のあたりの右岸側が1カ所、それから、立野橋の上流の左岸側の西庄が1カ所、それから、また上流に上りまして、旭のあたりの右岸側、それから、今度上流に上がりまして、新宮の笠野川橋と島田川が合流しております右岸側に1カ所、その上流に1カ所、それから、今度、永代橋の上流の千田郷側に1カ所、それから、反対の虹川の下に1カ所という形になっております。

○森戸委員

わかりました。その場所に関して、どのぐらいの雨量で越水する、決壊するその基準が何かありましたか。

○橋本監理課長

2日間の総雨量が331mmを想定しています。

○森戸委員

わかりました。我々でも、今聞いた現場をぜひ1回見てみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、特別警戒区域の指定について、県自体が、今、去年にかけて調査をしていると思うのですが、確か、その指定については28年度であったようなことを聞いておりますが、今、どのような状況なのでしょう。

○橋本監理課長

現在の状況は、調査がまだ継続して行われている状況です。一応、私のほう

で把握しておるのは、今年度中に調査し、地域を選定した上で平成28年度中に指定をするということで、それを踏まえてハザードマップの作成という予定でございます。

○森戸委員

わかりました。姿を見かけますので、調査は進んでいるのだらうと思いますので、まずは了解をいたしました。

それと、冠山総合公園についてお尋ねをいたします。

利用者数というのは、指定管理者になって堅調にいつているというふうに聞いてはいるのですが、少し気になるのが、子供の大型遊具を設置したところなのですが、何回か見るときに、たまたま少ないのでしょうかけれども、非常に少ないなという気がするのですが、その辺のところはどういうふうに感じていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○酒谷公園緑地課長

冠山総合公園の子どもの森の利用者ですが、委員さん仰せのように、1年間を通して見ますと、夏時期の7月、8月が、来園者が少ない状況です。従いまして子供の森の利用者も少ないということでございます。

今月の12、13日の土日には、天候も良くかなりの人出があり、何百人という方々が来園され、非常ににぎやかだったそうです。シルバーウィークには、体験型イベントである、ツリークライミングを開催する予定にしております。そちらのほうも多く問い合わせがあり、子供を連れていきたいということがございました。

従いまして、連休中もたくさんの子供さんが来られて、にぎわうのではないかと考えております。

○森戸委員

わかりました。せつかくつくりました公園でございますので、議会からもいろんな委員が質問されてできた結果でございますので、よろしく願いをいたします。

それと、1点だけ。緑地協定制度というものが総合計画の行動計画の中に書いてあります。今年度、検討するというようなことなのですが、こういうものをやろうと思われた経緯、協定制度そのものについて、簡単に御説明いただけたらと思います。

○酒谷公園緑地課長

それでは、緑地協定制度について御説明致します。

本市では、平成24年3月に策定されました緑の基本計画の中で、16ページに緑地の分類が記載されております。緑地を都市公園等の施設緑地、自然公園等の地域制緑地という2つに分類し定義づけしております。この地域制緑地というものの中に、法によるものと条例等によるもの、そして、協定によるものがございます。

この緑地協定制度は、土地の所有者の合意によって緑地の保全、緑化に関する協定を締結するという制度でございます。これによりまして、地域の方々の協力で、町を緑に包まれた良好な環境にすることができるということでございます。

光市におきましては、協定の締結はございません。

○森戸委員

協定は結んでいないけれども、こういうエリアを想定しているとか、その辺のところはどうなのですか。

○酒谷公園緑地課長

そういうエリアの想定はしておりませんが、情報提供や、市民意識の啓発等を、調査研究してまいりたいと思っております。

○森戸委員

情報提供というのは、どういう意味なのですか。ちょっと、今のところわからないのですけど。

○酒谷公園緑地課長

光市のホームページによる周知等です。

○森戸委員

周知を誰に対して誰がやるのですか。

○酒谷公園緑地課長

市民に対して市が行うということです。

○森戸委員

光市が、今から周知をやって行こうという意味合いですか。

○酒谷公園緑地課長

そういうことでございます。

○森戸委員

その周知をして何なのですか。積極的のようで積極的でないような、どう理解したらいいのだろうね。そういうのを積極的につくっていこうということなのですか。

緑に囲まれたそういう地域を形成していこうという、そういう意図があるのですよね。ちょっとその辺のところ。

○酒谷公園緑地課長

緑に包まれた良好な環境を形成したいという意図でございます。

○森戸委員

例えば、それは具体的に連合自治会さんとか、そういう場でこういうものを御説明して、皆さんどうですかということをやっていない限り、なかなか、意図した部分になっていかないような気がするのですが、その辺はどうなのですか。今までやられたことがあるのですか。

○酒谷公園緑地課長

自治会で説明したことはございません。

○森戸委員

行動計画を見ると、検討段階ですよ。ですから、まだ、やるともどうとも決まっていないような気がするのですが、その辺のところはいかがですか。

○酒谷公園緑地課長

まだ、調査検討の段階でございますが、例えで申し上げました。

○森戸委員

今後、そういうようなことに向けてやっていこうということだろうなということがわかったのですが、例えば、ちなみにこの辺で、周辺自治体でこういうものを取り入れている市町、具体的にいうと何かあるのですか。

○酒谷公園緑地課長

近隣では、周南市さんで取り入れておられます。昭和47年から48年ぐらいに、

出光という企業がございますが、そちらと緑地協定を結ばれているということ
でございます。

○森戸委員

いわゆる工場緑化、緑地帯か何かをつくるということだったのですが、その
部分に関しては、確かその辺の部分は小説にも出てきていました。

でも、周南市のほうは新聞にも出ていましたけど、そういう部分を、逆に言
うと、工場誘致して進出してもらう際に、結構、その整備自体が大変なのでそ
ういうものはやめまじょうみたいな、そんな話になっていたと思いますので。

これは工場を想定しているわけじゃないと思いますので、市街地、街区、そ
ういうものだと思いますので、そういう部分ではないのですか。県内でも含め
て、こういうのをやっている事例というのは。

○酒谷公園緑地課長

その辺の事例については、調査しておりません。

○森戸委員

わかりました。思いはわかるのですが、導入前にもうちょっと整理をしてい
ただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、住宅に関してちょっと1点だけお尋ねをするのですが、住宅マスタ
ープランを策定したのは一、二年前でしたか、もっと前でしたかね。その中に、
確か民間の住宅の借り上げについて記述があったのだと思うのですが、その辺
がそうだったですよね。ちょっと確認だけ。

○大富建築住宅課長

多分、光市営住宅棟長寿命化計画のことと思います。

○森戸委員

一応、入れていただいてありがとうございます、その考え方というのは、
今も一応生き残っているのですか。

○大富建築住宅課長

借り上げにつきましては、いろんなメリット、デメリットがあるように聞いて
おります。特に震災におきまして、当然、公共住宅が不足したということで、
つくるのも難しいということで借り上げができたという話も聞いておりますの
で、そういう状況の中で検討しているということでございます。

○森戸委員

光市に3,000戸空き家があつて、その半分近くがアパートだというふうに聞いておりますので、今、市営住宅の供給戸数が約1,200戸ということで、やはりその検討はぜひ進めていただきたい。住宅政策自体は福祉政策ですけど、経済政策にもなり得ると思いますので、やっぱり空き家が埋まれば波及効果は高い、当然ですけど、水道とか、そういう面で、リフォームとか、波及効果が高いと思いますので、今まで検討を多少なりともしてきたのではないかと思います、その辺のところはいかがなのですか。

○大富建築住宅課長

この件につきましては、ほかの委員さんからも問い合わせがあつたと思います。そういう中で、当然、借り上げ住宅についてのメリット、デメリット、そういうようなものもありますので、当然、住宅政策だけではなくて経済政策もあると思いますけども、住宅政策として検討はして行くということでございます。

○森戸委員

この民間住宅の借り上げに関しては、前議会のときの環境経済委員会で宇城かなんかに視察に行きました。それをもとに、委員会や議会の中で、そういう方向でやっていこうじゃないかという指摘をしてきたと思っております。

ですから、最近出てきた話ではなくて、かなり前の時点で住宅マスタープランなり、そういうものをつくる前の段階で、そうしましょうという話で出てきているのだということは心にとめておいていただきたいと思いますので、そのときの、委員会の総意的な部分で出てきたのだというのをお伝えしておきたいと思います。

それと最後に1点だけお尋ねをいたしますが、一般質問の続きです。

旧消防署前の道路にとめてある車の件です。今後はどうするのか、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

○橋本監理課長

委員の御質問にありました旧消防署前、忠魂碑の前周辺の駐車車両についてということで、これまでも忠魂碑の周辺の駐車車両につきましては、近隣の事業所等に関係する方ではないかということで、駐車をしないよう、お願いをしてきたという経緯もあるようですが、なかなか徹底が図られずに現状に至っているようです。市としましても、事業所関係や関係機関とで対応策等を協議

していきたいと考えております。

○森戸委員

了解しました。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

従来から街路樹の考え方について、随分、質問等させていただきました。ひと昔前は、非常に緑の多い、そういうところを主眼において、それが整備されたということで、財産としての位置づけもあるというふうに御回答いただいたときもありますけれども、最近、安全安心の視点から、やはり見えにくかったり、国道であれば出にくかったり、その整備なんかが著しく損なわれている部分もあるように感じております。

そのあたりのことについて、今後、一定の整理をすると、そういう御回答を言われました。そのあたりの進捗状況について、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

○酒谷公園緑地課長

現在、光市の街路樹について、道路管理者である道路河川課、関係所管課と連携し街路樹の根上がり箇所解消や、支障となる植樹柵の撤去棟を、検討しているところでございます。

また、自動車や歩行者が安全に快適な通行ができるように、長期的な視点に立った街路樹の維持管理計画を策定したいと考えております。もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○磯部委員

今、街路樹管理計画を考えているというふうにおっしゃいましたが、検討してかなり年数がたっておるのですが、このあたりの整理はいつごろを予定していられるのか、それをお答えできますか。

○酒谷公園緑地課長

今年度中を目途に作成しているところでございます。

○磯部委員

わかりました。長年のそういう懸案事項について、毎回同じところからクレームがあるようなことでは、市民の信頼関係も損なわれるということでござい

ますので、では、今年度中ということで、非常に楽しみに待っていたと思っています。

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算（第3号）（経済部所管分）

説 明：末岡農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは1点だけ。まちづくり、森林づくり、県民税関連事業の多分これ鳥獣対策の件だと思うのですが、先日、一般質問の部長答弁の中で、緩衝帯っていうのが出てきたのですが、そのことなのかということと、もし、そのことでしたら、もう少し詳しくどのようにするかということのを教えていただければと思うのですが。

○藤井水産林業課長

緩衝帯についてのお尋ねでございます。緩衝帯につきましては、この塩田の約1haの里山の森林でございます。農地に近い山際の帯状の区域を考慮しておりまして、現在は主に竹林と雑木が生えておりますので、この部分を伐採し管理していくことによって、田畑に入ってくる有害鳥獣対策の緩衝地帯を作ることができるという意味でございます。

○萬谷委員

了解しました。ありがとうございました。

○木村（則）委員

今、先行委員の事業に関してなのですが、光市内のあちこちに同様の竹林の繁茂が見られて、今回は塩田地区ということで実施をされるということなのですが、今後こういった事業、これまでもありましたし、将来にわたっても幾らかはあるのかと。そのときの場所の選定の基準、方法、その辺はどういうことなのか。

○藤井水産林業課長

選定の基準ということでのお尋ねでございます。先ほども説明がございましたように、今年度の県民税の中の新規事業での取り組みでございます。

この取り組みに至った経緯は、大和地区は有害鳥獣の被害も多いということ

も原因の1つにあるのですが、大和地区にある農事組合法人さんに一律に事業の説明をさせていただきました。その中で、今年度は、事業の取り組みを希望された1つの組合法人で塩田地区を選んだということです。現在、市が明確な基準を設けているわけではございませんが、事業実施場所は中山間地域の対策として限られるという制度上の条件がございます、大和地区内での選定ということとなりました。制度の中で、また事業箇所を考えて参りたいと考えております。

○木村（則）委員

わかりました。私、これまでの経緯というのをあまり正確に把握はしていませんけれども、県としては、この税金を活用して各市町にぜひやってくださいといったことは、これまでも毎年それを受けて実施されているのですか。

○藤井水産林業課長

これまでの2期10年間の県民税の中で、市町提案型という事業もございましたが、それをより具体的に中山間地域対象などに限定したもので、以前の事業をリニューアルされた制度と解釈をしております。

○木村（則）委員

わかりました。今後ともぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○森戸委員

この委託は3年ですか。1年だけで整備ができるとも思わないのですが。というのも、ある程度の一定の期間がないと、適正な管理っていうのは、竹なんかにするとできないと思うのですが、この箇所は1年で終わりですか。

○藤井水産林業課長

今現在で言いますと、1年間ということを進めていくということでございます。整備後の管理は、この法人なり、関係者等ということになります。

○森戸委員

今年度が370万円。その後の管理というのは、どういうふうな管理になるのですか。予算がつくとか、つかないとか、資材に関しては提供するとか。私、これを1年だけでやってしまっただけでは、なかなか管理できないのではないかと思います。法人が管理するのはわかるのですが、管理の仕方について、ちょ

つと。

○藤井水産林業課長

先ほども申しあげましたように、整備後の維持管理は基本的には、今回で言いますと農事組合法人を中心とした地元ということが前提でございます。

それと、単年で終わるかについては、まだ、今年度始まった事業ですので、今のところは今年度ということしか、お答え申し上げられません。

○森戸委員

了解しました。これ自体は、なかなか長く続けていくということも難しいと思うのですが。ということも森林税導入してから始まって、伊藤公周辺もやりましたし、竹林自体も管理をしましたが、今はその箇所はもう終わっていますし、どこも管理をしていませんし、結局はその辺のところはどうしていくのかなというのがちょっと。

その辺のところは、せつかく森林税を使ったあとの話で、適正管理になるような状態に是非していただきたいと思います。もうちょっと長い目を見たときの話です。

それと、新規の受け入れの農業振興対策の部分で、生産条件の整備ということでしたのですが、具体的に言うと機械なんかを整備することなのですが、どういうところまでの機械が整備できるのですか。

○末岡農業耕地課長

今回はトラクター一式の導入ということでございます。これは新規就農者を受け入れていることで、飼料用米などの面積をふやしていくことに、この事業を活用しております。

機械につきましては、耕運する機械が主になるのではないかと考えております。

一方、施設はビニールハウス等も可能なようではございますが、これは、今、要望は上がってきておりません。

○森戸委員

ちなみに、受け入れをされた法人に関しては、予算の枠も当然あろうと思うのですが、どこの法人でもできるということと、例えば、来年度もこの同じところが受け入れる、そういう補助金なのですか。

○末岡農業耕地課長

受け入れを行った初年度とお聞きしておりますので、2年目、3年目というのは無理かと思っております。

○森戸委員

だから、また来年、新規に受け入れれば、また同じのができるのでしょうかという意味合いなのですが。

○末岡農業耕地課長

新規受け入れがあれば大丈夫と思っております。

ただし、この制度自体が今年度から3年間という期限つきになっております。

○森戸委員

了解しました。

○土橋委員

竹林、伐採するのでしょうか。有害鳥獣のあれをつくるというわけでしょう。なら、この場所というのを決める基準というのはあるのですか。

○藤井水産林業課長

場所の選定については、今回の場合、先ほども御説明しましたように、まず、法人に事業を実施できる場所があるかを御相談したところです。

法人のほうで、実際に、これは中山間の大和地域内で農作物を作られる田畑の横にあるような里山、未整備の山林を整備するという視点で選定をしていたという経過でございます。

○土橋委員

もっとみやすく言うならば、例えば、1haやるのでしょうか。その地域に、イノシシがごろごろしているとか、何頭ぐらいおるのだとかいうのは、全く対象にならないの。

○藤井水産林業課長

特に、イノシシの頭数とかいったところは、制度のなかには基準としてございません。

○土橋委員

それなら、ただ日当たりが悪いけ、あそこをちょっとこうやりや日当たりが

よくなって作物ができるというようなものも対象になるということ。

○藤井水産林業課長

これは一般質問の中でも部長答弁しておりますように、主な要因としては、1つは、有害鳥獣対策、また、もう1つは、そういった日当たりの悪いところの農地の解消ができ、農作物の収穫が上がるといった、この2つの効果があると思います。

○吉本経済部長

補足をさせていただきますが、今回の事業につきましては、先ほども課長説明がありましたように、整備後の維持管理というのが極めて重要になるということで、対象となるための条件が示されております。1つは、先ほどの中山間地域、それと、2点目として、地域活動等に意欲のある集落であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある集落、もう1点目が、事業実施及び会計手続きを適正に行っている団体、そして最後に、事業完了後の事業地を適正に管理し得る体制を有しているといった条件があります。そういった示された条件を満たしているということで、今回、この団体になったところでございます。

○土橋委員

最後に有害鳥獣の関係じゃけども、これをやったら効果があるのですか。

○藤井水産林業課長

一般的な話で大変申しわけございませんけど、緩衝帯をつくることによって出にくくなるといったことが言われております。

○土橋委員

検証はしてないのでしょ。

○藤井水産林業課長

残念ながら、市では検証はしておりません。

○畠堀委員

済みません。先ほどの新規就農者の受け入れ態勢整備事業の補助金のことなのですが、これについては、県からの補助金ということで御説明いただきましたけども、トラクター、事業費の2分の1を補助と。

同じように就農促進事業として、光市として一般財源も400万円組んでいるわけですが、こちらのほうについては、基本的には使わずに県からの補助金だけでやっているというふうに考えていいのですか。

○末岡農業耕地課長

委員さんから質問のありました就農促進事業でございますが、これは就農者に対しての補助であります。就農先の団体への補助でありますので、機械の整備のための補助ではございません。人と機械というふうに分けて考えてもらったらと思います。

○畠堀委員

了解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○畠堀委員

それでは、先ほど少し触れましたけども、光市として一般財源を掲げております就農促進事業、こちらについて、今年度も半分ぐらい終わりつつありますが、進捗状況、どのような形で取り組んでおられるのか、教えていただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

就農促進事業でございますが、委員おっしゃられるように、約400万円、当初予算化しております。

この就農促進事業は、新規就農者が就農する農家や農事組合法人に対して、新規就農者への指導に対する経費や人件費の一部を補助しており、最長5年間の補助をしております。

本年度は、先ほども申しましたが、2名の若者が石城の里就農しております。以前から、つかりで4名の方が就農されておりますので、計6名の方がこの事業を活用しております。

状況といたしましては、本年度6名就業しておりますので補助を出しており

ます。

また、今後でございますが、先ほど5年間の補助と申し上げましたが、東荷に一番最初に就農しました2名が27年度をもちまして5年が過ぎます。この2人を除きました4名に対して補助をしていくようになると考えております。

また、新たな就農者が法人等に就農された場合には、新たに補助してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

補助の具体的な内容について教えていただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

先ほど申しました指導に関しましては、1人当たり月3万円でございます。人件費補助でございますが、1人当たり月5万円を補助しております。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。これはどちらかというとならぬと就農した方へのということなのですけれども、新しい人材を発掘していくのだというようなことも目標に掲げられてあったと思いますので、そういった観点で拡大していくという意味で、何か取り組みというのはされておられるのでしょうか。

○末岡農業耕地課長

関係団体等との協議も進めておるわけですが、主には、農業大学校の生徒さんと、お話をさせていただくことが大部分でございます。

○畠堀委員

就農者の拡大に向けての取り組みもやっただいていっているということですが、入った方への支援というのも大事ですけれども、やはり入っていただくための目を向けていくということも大事ではないかと思っておりますので、あわせてそちらのほうも取り組みをお願いしておきたいと思っております。

次に、もう1点ほど伺いたいというに思います。

光市の観光事業の関係についてなのですが、光市では、新しいガイドブックもつくられて、ポスター等も変えておられます。

そういった中で、いろいろと観光資源の開発というようなこともテーマとして掲げられておりますけれども、とりあえず、これまでPRに向けての新たな取り組み等もされておりますけれども、そのあたりの反響、評価、このあたりはどのようなものがあつたのか、教えていただけたらと思います。

○小野商工観光課長

まず、新たな観光ガイドブックのことをございますが、これは市制10周年を記念いたしまして、平成25年度から26年度の2カ年をかけて作成をし、配付したものでございます。

手に取られた方からの評価でございますが、コンパクトで持ち運びしやすい、また、冊子にほどよく厚みがあって、ちょっと豪華であるとか、地図が別に付属していて使いやすいというような、おおむね高評価をいただいているところでございます。

この観光パンフレットの配布実績といたしましては、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア8カ所に1万5,000部、道の駅50カ所に5,000部を配布するとともに、他市町や市内の観光拠点などにも配置しております。

また、今年つくりました英語判ガイドブックについてでございますが、これは7月に完成いたしまして、本年開催されました世界スカウトジャンボリーの期間中に約7,700部を配布したところでございます。

ほかにも観光ポスターでございますが、本市の観光ポスターというのは、制作から10年近くが経過しておりまして、写真や内容的にもかなり古くなったということで、今年度中に新たに海、歴史、花をモチーフに3種類のポスターを制作するというようにしております。

それから、観光客の誘致に向けた取り組みに対する評価ということでございますが、1つ1つの取り組みが、直ちに観光客の増加として、数値としてあらわれるものではございませんが、情報化の時代でありましても、こうした観光ガイドブックや観光ポスターというものは、依然、本市の観光PRのための重要なツールであると認識しておりますことから、市内外に広く配布することにより、今後とも観光客が光市を訪れていただけるようなきっかけとなるように活用していきたいと考えております。

○畠堀委員

これまで取り組みについて御説明をいただきました。

1つは、思うのですが、我々は岩国空港とか使わせていただきますけども、岩国空港には光のことがほとんど出ていないと。やはり、そのあたりのところもぜひ検討いただきたいと思っておりますし、こういった広報活動については、いろんな意味でツールの進歩もしておりますので、いわゆるネットなどとか、そういったものの活用もしっかり検討していく必要があるのではないかと思います。

取り組みについては進めてきていただいておりますので、今後、さらにそういったところへ拡大しての取り組みを働きかけるのか、市としてやるのか、検

討をお願いしておきたいと思います。

これに関連して、あわせて平成25年から進められております体験型の旅行誘致推進事業、これについても、かなり年数がたっておりますけども、この進捗状況について、御説明いただけたらと思います。

○小野商工観光課長

体験型旅行誘致推進事業の進捗状況についてのお問い合わせでございますが、この事業は、平成25年度に体験型旅行推進協議会を設立いたしまして、その年は、体験メニュー並びに誘致用パンフレットを作成しております。

翌年の平成26年度には、県内の小中学校に対し、そのパンフレットを配布するとともに、小学校1校からの視察を受け入れております。その視察により、本年7月には、橘・久賀地区の小学生児童、教員、約50名の宿泊訓練を受け入れたところでございます。

○畠堀委員

細かいことで、宿泊訓練の実際の利用された施設というのは、どこでやられているのですか。

○小野商工観光課長

これは、山口県のスポーツ交流村でございます。

○畠堀委員

これについては、25年度から着実に進んできているということで、本年度1校の実施があったということです。これについては、やはり多くの方に光を知っていただくという意味では、取り組みとしては評価できる取り組みではないかと思っておりますので、さらにこれを拡大していくということも必要ではないかと思っておりますが、今年度は1件発生しておりますが、今後の活動等の充実に向けたお考えとか、何かありますでしょうか。

○小野商工観光課長

本事業は、ちょうど、今年で3年目ということになります。3年サンセットという考えもございますので、今年度中には、この事業の目的や成果、成果目標等を整理して、今後の方向性については検討していきたいと考えております。

○畠堀委員

それでは、またその評価なりを行った段階で詳しくお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○磯部委員

2点ばかり御確認をさせていただきたいと思います。

一般質問でもありましたけれども、室積の海岸保全の工事について、ある一定の御回答をいただいております。その中でもう一度確認したいのですけれども、昨年度できなかった繰り越し分として今年度行っていただくと。プラスアルファの部分もあったと思うのですけれども、一応、今年度予定工事は、どの程度までできるのかというのを確認させていただきたいと思います。

○藤井水産林業課長

ただいま、委員から今年度の予定工事の御質問がございました。これまでも御説明しておりますように、海岸保全施設整備事業は、国の交付金事業で行っている事業です。

残念ながら、国からの内示額が現時点で、市が当初予定した予算の事業費が確保できず、実施できないという状況にございます。これは光だけでなく、県内の他の市町も同様でございます。

したがって、今年度は予定された事業のうち、その内示額と事業の優先順位等を考慮しまして検討しました結果、今から取りかかります再度の1万 m^3 の試験養浜工事と、この工事に伴います測量調査業務、この2つを予定しております。

○磯部委員

養浜のほうの調査事業、1万 m^3 の部分と砂の動き、そのあたりを今年度3月までにやるという、計画どおりの部分だとは思いますがけれども、私が今確認したかったのは、高潮堤防の部分なのです。光市も、毎年きちっと国に要望をやっていただいているということもわかっておりますし、なかなか県内の中でも、そういったきちんとした予算がつかないという状況もわかっておりますけれども、もう一度、今年度行われる、予定されているものがどの程度なのかということを確認させていただきたいと思ひまして。

○藤井水産林業課長

再度の御質問でございます。高潮堤防の今年度の予定についての、御確認かと思ひます。

高潮堤防工事も今年度当初は予定しておりましたけれども、昨年同様に国の内示がつかない状況にございますことから、今年度予定していた高潮堤防工事に

つきましては、現時点、事業の執行が難しい状況でございます。

○磯部委員

では、今年度、今やっていただいている分は、昨年度の繰り越し部分を今年度やっているということによろしいですか。

○藤井水産林業課長

そのとおりでございます。

○磯部委員

なかなか大きな予算なので単独でやるというわけにはいきませんので、今後とも、そのあたりはしっかりと予算要望をしていただきたいと思います。

そこで、あわせて、今、海浜荘の横からきれいに工事を進めていただいているのですけれども、そのあたりにL字型の海岸端に幼児用プールがあります。以前から、そこを利用される方から御不安の部分もあったのですが、この幼児用プールがどうなるのだろうかという御質問がありましたので、改めてここで御確認をさせていただきたいと思えます。

○藤井水産林業課長

工事現場近くの幼児用プールについての御質問でございます。

高潮対策のためには、虹ヶ浜海岸同様、擬木柵の設置を予定しております。プール付近でもプールの海側で計画をしておりますので、今のところ、プールサイドの一部、前面ですけど、プールサイドの海側の一部が少し狭くなること予想されております。プール自体は、今のところ残す予定で考えているところでございます。

○磯部委員

わかりました。そのあたり、結構、夏に小さい子供さんとかの利用がありますので、そのあたりは安心をいたしました。

では、今年度工事予定にはならない部分もありますけれども、着実に3月まで、今年度末の3月までには、砂の調査、そのあたりもやっていただくということで、来年の3月末の調査結果をしっかりと見ていきたいと思っております。

○木村（則）委員

関連で。済みません。工程だけを押しさえさせてください。今年度の事業の工程。

これから、試験砂を1万m³投入して、それはどのくらいの期間をかけて調査をして、その調査の一定の測量をした調査書をまとめるのはいつぐらいの時期ですか。

○藤井水産林業課長

木村委員から工程の御質問がございました。今の磯部委員との御質問にも関係するかと思いますが、全ての事業は年度末、年を明けての3月末までということで、当初考えるわけですが、今から実施する調査もそうですが、前回も同じような試験養浜も施工しておりますので、試験養浜工事が終わったあと、最低でも約1年の調査結果を検証する期間が必要でございます。つまり、最初から予定しているわけではございませんが、繰り越しといったことも含め事業を進めていくことが予想されます。

○木村（則）委員

ということは、もちろん今年度の事業は予算の枠の中で今年度末までに完了するわけでしょうけども、先ほどお尋ねしたかったのは、これからの調査の砂の投入に関しては、来年の1年ぐらいたった秋ぐらいまでに調査をして、その報告をまとめると、来年度末あたりにその報告がまとまるという理解でよろしいのですね。

○藤井水産林業課長

はっきり、いつということは、なかなか申し上げにくいですが、大体、来年度末あたりぐらいではないかとお答えいたします。

○木村（則）委員

わかりました。

○森戸委員

さっきの体験型旅行の関連で質問します。

交流村に泊られたのは、どのくらいの期間なのですか。1泊、2泊。

○小野商工観光課長

1泊2日でございます。

○森戸委員

工程的には、例えば、どのくらいの、あそこだけではお金はあまり落ちない

とおもいますから。要は、来ていただいてお金を落としてもらわん限り、経済部としての部分にはならないと思いますので、例えば、里の厨に行ったとか、そういうようなコースなり、そういうものもあるのかどうか、その辺はいかがですか。

○小野商工観光課長

今回は学校の宿泊訓練ということで、そういったオプションというのは用意しておりませんでした。

○森戸委員

訓練であろうが何であろうが、帰りに寄るといことはいくらでもできると思いますから、最低限、交流村に来ただけでは、お金は落ちないですよ。落ちないこともないですけど、光の経済にとって活性化につながるかどうかというのはあまりないと思いますから、ぜひ、その辺はもう少し知恵を働かせていただきたい。

3年で1件来ているわけですよ。これで見直しどうのこうのというところではなくて、もう少し力を入れていただきたいと思います。せつかく新規事業でつくったわけですから、よろしく願いいたします。

それと、牛島海運の待合所についてお尋ねをしたいのですが、今年度ではなくて今年中完成だと聞いているのですが、最近、室積の海も見えていないので、どんな感じですか。

○小野商工観光課長

牛島港の待合所、公衆トイレについてのお尋ねでございますが、現在までに設計業務が完了し、建築工事の入札に向けた準備をしているところでございます。

当初の予定どおり、年内の完成を、目指すということでやっております。

○森戸委員

年内でということで、一般質問でも聞きましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それと、農福連携ということで掲げていらっしゃるのですが、農福連携の成果はどのような感じで成果があったのか、お知らせをいただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

ただいまの農福連携でございますが、まず、里の厨での販売実績はございま

す。4団体が出荷されまして、25年度では340万円ばかりの売り上げがござい
ます。26年度も、360万円程度とお聞きしております。売り上げに関しましては、
少し増加傾向にはあるようでございます。

ただ、農福連携の中で、どこか団体の方が農業をやっておられるのかとい
うことですが、1団体が里山を利用した農作物をつくっておられるようです。森
林の里さんでございまして、収穫されたものを里の厨に出荷されております。

出荷だけではなく、大和あけぼの園さんでございまして、里の厨で行って
おります体験農園の草ひきなども受託をされておられます。

○森戸委員

わかりました。着実に進んでいるなという気がしますので、里の厨の草ひき
とか、そういう部分に関しては、すばらしくいいことだと思いますので、販売
の増加を。

今の1個の団体がどういうものを出されているのかわかりませんが、
そういう生産から販売につながるのは、やっぱり団体にとってもすごい大きな
収入源になろうかと思っておりますので、経済部が協働しながら、里の厨として潤
って、また、団体としても潤うというよう視点で、ぜひ、今後も続けていって
いただきたいと思っております。

この部分にはすごく期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

それと、森林に関して1点だけ、お尋ねをいたします。

今回も補正で里山の整備が上がっていたのですが、ぜひ提案なのですが、光
市には、資材を支給する制度がございまして、1自治会10万円あたりで、例えば、
生コンであるとか、バラスとか、1自治会10万円を限度に支給する制度がある
のですが、その森林版、例えば、町内会で災害的に危険であるとか、キッチンと
山を管理したほうが災害のリスクも低減をされるであるとか、そういった場合
に、この10万円のような形で里山整備を行う部分に対しても活用できるような、
そんな仕組みが考えられないかと思っております。いきなりではあります提案を
したいと思っております。

こういう制度自体は、いろんなところに結構ありまして、先に林務のほうに
はお伝えをしておりますけど、広島なんかは、水源の涵養とか、山地災害の防
止とか、森林の有する多面的機能を持続させるために森づくり推進事業とい
うのを行っています。その中にいろんなメニューがあつて、里山の再生である
とか、竹林の整備であるとか、森林体験活動であるとか、里山整備の指導者を派
遣するであるとか、いろんなメニューがあるのですが、ポイントは、何年かに
わたって協定を結んでやるということがポイントだと思うのですが、そう
いうのとも絡めながら、ぜひ、森林を町内会とか、団体が管理をしていけるよ

うな流れを、今の制度を活用しながらできないものかと思ひまして、提案させていただきますと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤井水産林業課長

ただいま御紹介がございました広島市の森づくり推進事業による取り組みでありますが、これは、広島県が山口県と同様に、森林を財産として守り育て、次世代へ引き継いでいくために平成19年度から創設した「ひろしまの森づくり県民税」の制度によって行っておられるとお聞きしております。

一方、光市では、先ほども御紹介しましたけれど、竹繁茂対策事業等のほかに、今年度から行います県民税を使った中山間地域対策として、新たに事業の実施主体でございます市と土地所有者と農事組合法人とが3者で協定を締結し、里山の整備を進めていくという取り組みを予定しております。

こういったことも含めまして、まずは広島県の取り組み、これは県民税の仕組みと、市の事業制度の内容や、ただいま、委員から御紹介もありました他市町の取り組みなど、最終的には市と地元との関係における、負担区分とか難しい問題もあろうかと思ひますので、このあたりを含め調査研究してまいりたいと思ひております。

○森戸委員

わかりました。先日も、潮音寺山の中で活動をしたのですが、15年前まではマツタケが出ていたということで、なかなか手が、竹林が繁茂してくると、そういうものも取れなくなって、そこはかなり水が出るところでございましてから、今、定期的に管理をされていますけど、市内のそういう団体が幾つかあるわけですので、そういうところに、自治会に出すような仕組みが転用できたらという思ひで質問をしたわけでありまして、山の管理、相当市内の状況はひどい状況にあると思ひますので、ごみなにかですと、ごみの分別は一生懸命各自治会回って、環境政策課が毎年自治会を回って、きちんと分別してくださいというようなことをやられるわけなのですけども、そこまでとは言いませんけれども、地域の山を管理しましょうというようなことで、そういうところから始めていくことが、今、必要なかなと思ひます。

でないと、人口が減少して、やっぱり山が適正に管理をされていないと、災害も起こりやすいでしょうし、有害対策もひどくなる一方だと思ひますので、根本は山にあると思ひますので、ぜひその辺の方策を検討していただきたいと思ひます。